

## 平成28年第5回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成28年11月29日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時17分

## ◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	福田守
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	石川浩
環境課長	薄井時夫

都市建設課長	小田倉	浩
上下水道課長	奥澤	隆夫
学校教育課長	岩附	利克
生涯学習課長	柳田	啓之
文化振興課長	両方	裕

◎事務局職員出席者

事務局長	水沼	透
書記	大鐘	智夫
書記	塩野目	庸子

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 7 号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 9 号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 10 号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 11 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 1 号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 2 号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 3 号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 4 号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 5 号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 6 号 平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 17 議案第 12 号 市道路線の認定について（市長提出）
- 日程 第 18 議案第 13 号 平成28年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行につ

いて（市長提出）

日程 第19 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）

日程 第20 議案第15号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について  
（市長提出）

日程 第21 請願書の取り下げについて（議長提出）

日程 第22 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渡辺健寿） 皆さん、おはようございます。議場内には、傍聴席に大勢の皆様朝早くからお出でいただきましてありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成28年第5回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の定例会に当たり、去る11月22日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

---

◎市長挨拶

○議長（渡辺健寿） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） おはようございます。平成28年第5回那須烏山市議会12月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用、御多忙の中を御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会、報告案3件、補正予算案6件、条例案5件、議決案4件、計18件を上程をさせていただきます。執行部一同、誠心誠意努めさせていただきますので、何とぞ慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。

ここで主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。まず、9月26日から10月3日までの8日間、姉妹都市でありますアメリカ合衆国ウィンスコンシン州メノモニー市に、中学生を対象とした海外派遣事業を実施いたしました。今回、中学2年生14名、3年生2名、随行2名の計18名が参加いたしました。男子生徒6名、女子生徒10名でございました。派遣先での現地の中学生等との交流等を行い、国際的視野の拡大等を養うことができたのではないかと考えております。また、今後、この経験を生かしまして、本市が実施いたしております英語ビレッジ構想の推進に御協力をいただけるものと期待をいたしております。

10月3日及び11月1日には、人材を積極的に誘致をし、その定住、定着を図るとともに、市外からの視点や情報発信力を生かした地域活性化に取り組むために採用いたしました地域お

こし協力隊員、男性1名、女性2名、計3名の辞令交付を行いました。今後、各種活動を展開していくこととなりますので、活躍を期待をしているところでございます。

10月4日には、県議会、栃木創生推進特別委員会による現地調査が行われました。市議会を代表いたしまして渡辺議長、久保居副議長に御出席をいただきました。市執行部側から市長、副市長、教育長及び関係課職員が出席をし、地方創生に係る取り組み等について意見交換を行いました。県議会特別委員会では、今後、意見交換で出された問題点等を取りまとめ、国、県に対し必要な政策提言を行うということになっております。

10月29日には、基礎的、基本的な学力の定着、望ましい学習習慣の育成等を図ることを目的といたしましてサタデースクールが開校いたしました。ことしで15回目となります。参加者小学6年生122名、参加率57%、中学3年生129名、参加率53%となっております。参加希望者数もこれまでで最多となっております。

10月31日には、ユネスコの評価機関からの登録勧告がございまして、本市が全国に誇る国の指定重要無形民俗文化財の「烏山の山あげ行事」を含め、全国33の祭礼行事が「山・鉾・屋台行事」として、明日にはユネスコ無形文化遺産への登録が発表される予定でございます。

11月11日でございますが、本市と鹿沼市が合同で、「広域連携を生かした観光振興等による交流人口の拡大に向けて」をテーマといたしまして、地域経済活性化フォーラムが風月カントリー倶楽部で開催されました。関東財務局が主催をし、関東財務局、栃木県、鹿沼市と連携をして設置をいたしております地域文化活用促進協議会会員、政府系金融機関、JR東日本、両市関係課職員約100名が参加をいたしました。フォーラムでは、両市が抱える課題に対する地域金融機関からの提案、政府系金融機関からの事例紹介、デスティネーションキャンペーンの紹介等が行われ、活発な意見交換が行われております。

11月20日には栃木県知事選挙が行われまして、福田富一知事が当選いたしまして、第4期目の福田県政が始まりました。今まで同様、県と市の良好な関係を今後も継続してまいりたいと考えております。また、本市では、今回の知事選より、投票時間の終了時間を1時間早めて午後7時といたしましたので、これまで以上に啓発、周知活動を行ってまいりました。また、前回の参議院議員選挙におきまして、投票区の再編により投票所までの距離が遠くなった高齢者等の投票機会を確保することや、高校生有権者の投票の便宜を図り、高校在学生の主権者教育の一環とすることなどを目的といたしまして、大木須集会所、木須の里交流館及び烏山高等学校に期日前投票所を開設いたしました。投票率は25市町中第7位で39.32%。うち投票者総数に占める期日前投票者数の割合は43.07%でございました。

結びになります。今期定例会におきまして、慎重審議を賜りますことを重ねてお願いを申し

上げまして御挨拶とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺健寿） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

16番 高田悦男議員

17番 小森幸雄議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺健寿） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきを送付したとおり、本日から12月6日までの8日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

日程第3 報告第1号、日程第4 報告第2号及び日程第5 報告第3号の報告案件3件は、いずれも専決処分の報告についてに関するものでありますことから、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

---

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渡辺健寿） よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号から報告第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので報告をするものであります。

内容は、平成28年8月29日午後3時20分頃、那須烏山市岩子152-1、県道小川大金停車場線において、健康福祉課嘱託職員が運転する公用車が、路端の縁石に乗り上げ、交通信号機に衝突をし、損害が発生したものであります。

損害賠償額は相手方の道路反射鏡等の修理費用でありまして、合計損害額2万2,140円全額を市が払うことで和解が成立をいたしましたので報告をするものであります。なお、損害賠償金につきましては、全額加入保険より支払いますので申し添えます。

報告第2号、本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので報告をするものであります。

内容は、平成28年9月26日午前10時45分頃、那須烏山市中央1丁目10-15の主要地方道宇都宮那須烏山線において、都市建設課職員が運転する公用車が、路肩停車中の相手方車両の追い越しをかけたところ、急に相手方がUターンをしたために避けきれず接触し、損害が発生したものであります。

損害賠償額は相手方の修理費用でございまして、修理代15万336円に市の過失割合であります10%を乗じた1万5,034円を支払うことで和解が成立をいたしましたので報告をいたすものでございます。なお、損害賠償金につきましては、全額加入保険により支払われますので申し添えたいと思います。

報告第3号であります。本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので報告をするものであります。

内容は、平成28年10月18日午前9時30分頃、那須烏山市大金192の南那須郵便局駐車場において、こども課職員が運転する公用車がバック駐車しようとしたところ、シフト操



作を誤り、バックに入らないままアクセルを踏んだため、駐車中の相手方車両に衝突をし、損害が発生したものであります。なお、損害賠償額は相手方車両の修理費用でありまして、損害額12万582円全額を市が払うことで和解が成立をいたしましたので報告をするものであります。なお、損害賠償金につきましては、全額加入保険により支払われておりますことを申し添えたいと思います。

以上、一括上程となりました報告第1号から報告第3号につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 9番の久保居でございます。ただいま上程されております報告第1号から第3号まで、これは全て交通事故でございます。報告第1号は、公用車で自爆したもののかなど。第2号につきましては、相手方の過失もあって公用車のほうの過失割合は10%ということであります。報告第3号もこれもまた相手方が駐車している車に衝突したもので、こちらの過失割合が100%なのかなど。いずれにしても、この報告3件は、全て交通事故に関するものであります。

今まで合併以来、交通事故恐らく20件、30件起きて、その都度報告案件として処理をしてきました。その間に各課ごとに交通安全の徹底を図って、交通事故何日間ゼロというような啓蒙活動をやっているものと思っておりますけれども、この辺の対策が今回のこの報告第1号、これは8月に発生しております。報告第2号は9月、第3号は10月、月に1回の割合でこういう事故が発生しているわけです。

この辺の危機管理、以前にほかの議員からも、各課ごとに無事故何日というようなことで指導を徹底されたいというようなことを再三申し上げているわけですが、この辺の交通意識について、職員の意識はどうなっているのか。この辺について担当課の説明を求めます。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 安全運転管理者であります私のほうから、交通安全の教育について説明をさせていただきます。

その前に、私どものほうで、職員がこのような事故、3カ月連続で起こしてしまったこと、私のほうの教育不行き届きということでお詫びをさせていただきたいと思っております。私どもも、常に事故が発生するたびに、その当事者に対して安全運転再教育、自動車教習所へ半額自己負担でもう1回、自分の運転を見直す。そのような教育をさせていただいております。また、やはり、車にも公用車にほとんどドライブレコーダーも設置をしまして、常に自分が見られてい

るんだという意識も持っていただく。そのようなことで、対応はとってきました。

また、交通安全に関しましては、常に私ども市職員は交通安全運動の推進役でありますので、市民の模範になるような運転をしなければいけない。そのようなことで、常日ごろ指導をしてきたわけですが、このような事故が発生してしまいましたこと、まことに私も残念でなりません。

今後とも、私ども所属課長を通して、安全運転の意識、またしっかりと体調管理、また、仕事にあわてて行くときなどに事故が起こるという傾向もありますので、引き続き厳しく指導を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今の総務課長の説明を聞きました。ただ、残念なことに、毎回ですね、議会があるたびに、ないときもありますけれども、職員のこの事故に関する報告事項が毎回のように出ているわけでございます。市の職員、正職員が二百数十名ですか、それから臨時職員の方を入れて300名からいるかと思うんですが、これだけ事故があると、うちのほうは烏山署の管内ですから、烏山署管内の中の一般の交通事故なんかと比べても多いほうになってしまうのではないかなというふうに思います。職員の交通安全について、さらに厳しく監督、そして無事故、各課ごとに無事故の日を継続できるような、そういうことも含めて、もう一度厳しく、たがをはめていただきたいと思います。市長、この件についていかがお考えですか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今期定例会も3件の報告をしなければならないということでございまして、本当にこの交通事故に対する報告事項については本当に心を痛めております。まずは結果として、このような報告をしなければならないということでございますので、このことについては深く心からお詫びを申し上げます。まことに申しわけございません。

今、総務課長からも対応についての話がありましたように、安全運転管理者としては、できることは私はやっているのかなと思っておりますが、まだまだ全職員まで周知徹底がなされていない。そういった現状にございます。したがって、さらにさらにこの交通安全の対応は全市一丸となって、やはり市長から職員に至るまで、無事故を啓発をしながら、毎日毎日でも粘り強いやはり啓発運動を展開していきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） いずれにしても、これ、我々もそうなんですけれども、事故はい

つ起きるかわからない。相手方によってもまた事故は起きるわけでありますけれども、役場の職員の方に当たっては、さらに、たがを締めて当たっていただきたいというふうに嚴重にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） この賠償額の決定及び和解、3点のうち2点についてお伺いします。

まず、1点目と2点目について、3点目はバックしてぶつけたというので、けががないと思うんですが、これに対する人のけが、運転者ですね、役所の職員の運転者のけが等はなかったか。もう一つ、この公用車の被害についてお教えいただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、第1号の県道小川大金停車場線での事故におきましては、運転者がけがをしまして、1日入院をいたしました。また、これにつきましては公務災害等を適用させていただいております。けがについては、この3件の中でこの1名だけでございます。

なお、公用車の損害等についてでございますが、まず、岩子地内での事故におきましては公用車が全損ということで、この評価額30万円、これにつきましては、保険のほうで支払われております。

続いて、報告第2号の中央地内の事故でございますが、これにつきましては、公用車の修理代が19万4,000円ということでございますが、相手方の過失割合が1対9ということで、9割の修理代を相手方が負担をして、私どものほうは1割、1万9,400円を負担する。そのようなことでこれらについては車両共済等で対応をさせていただいております。

続いて、報告第3号の公用車の損害額は26万5,356円ということで、これらについてもゼロー100ということで市のほうが負担しますが、これらについても加入しております車両保険等で対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 1件目は、議案第14号でもこれは関連するものだと思いますけれども、信号機を壊して70万7,400円という損害賠償額も払うようですから大変な額と思うんですけれども、1件目、全損事故というのは本当に死亡事故にならなくてよかったような事故に近いようなケースじゃなかったかと思います。

先ほど久保居議員が言ったように、市役所の職員の皆様にいま一度こういった大きい事故があったことを全課全職員に、特にこれから国の交通安全運動も始まりますので、よろしくお願ひします。

あと、いつも思うんです。和解のときに相手方の件とこっち側の車両の賠償額ですか、修理

費用ともメモ程度でも結構ですから、お金にかかわることなので、保険に入っているとはいえ載せていただくとありがたいと思います。

以上、清水課長いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この報告事案とか、そのこのところに入るかどうかということ等を含めて、また何かの方法でそれらについては報告させていただけるように検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

○3番（滝口貴史） 了解。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 報告のまず1でございますが、専決処分の第5号ということで、ここに提案に書かれているとおりになんですけれども、まず1つは、保健福祉課の嘱託職員が運転する公用車というようなことでございます。市においては、どれだけの公用車があるのか。その公用車の台数ですね。それで、その公用車は誰が運転してもこの保険が適用になるのか。ある程度適用範囲の人間は決まるのか。その辺の考え方について説明をいただきたいと思います。

また、先ほどの答弁では、公用車にはドライブレコーダーを設置してあるというようなお話でございますが、全車両にドライブレコーダーが設置されているのかどうか。また、どうしても役場の仕事で公用に外出しなければならない場合に、公用車が使えないという場合には個人の車両を使用する場合がありますかというふうに思うんですけども、その際には、このような交通事故等が発生した場合に、どんな適用、対応をされているのかですね。お示しをいただきたいなというふうに思います。

また、先ほどの議員質問にもありましたが、専決第5号は土木事務所のカーブミラーですか、それを縁石を乗り越えて破損させた。その補償だということでございますが、その際に、信号機等も破壊しているわけで、それについては後ほど議決案件として、議案第14号で賠償の額の決定、和解ということで提案されるというふうに思うんですが、この片方は専決処分で報告、片方は議決案件と、このようになっているわけなんですけれども、それでは、この交通事故で幾ら以上は議決案件というふうになるのか。その辺の考え方についてお示しをいただきたいなというふうに思います。

あと、ちょっとわからないのは、専決処分第6号でございますが、これについては相手方の車両がとまっていたと。そこを追い越しをかけたならば、相手方が急にUターンしたために避けられない事故だったというふうに考えるわけですが、そういうときには100%相手の責任なんじゃないのかなというふうに私は思われるのですけれども、なぜ、市の側が10%の負担をしなければならないのか。その辺の考え方についてもう一度御答弁をお願いしたい。

報告第3号については、シフト操作を誤り、バックに入らないままアクセルを踏んだため。バックに入らないということであれば、ニュートラルじゃなかったのかなど。そういうときにアクセルを踏んでも車は進まないのではないのかなど私は勝手に想像するんですが、どうして駐車中の相手方の車に衝突してしまったのか、その辺についてももう一度説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、公用車につきましては現在161台ということで、集中管理と各課管理を含めて、あと消防団の消防自動車も含めて公用車ということになっております。

それとドライブレコーダーでございますが、前の議会のときにも議決いただきましたように、消防自動車とかそちらのほうはまだ配備はできていないんですが、通常使われます各課関連のものとか、市の契約管財が集中管理しているものについては、ほぼドライブレコーダーの設置は済んでいる状況でございます。

それと、万が一自家用車を使用した場合の対応でございますが、これらについては私どものほうでも一切出張等での自家用車の使用は認めないということになっておりますので、これらが起きた場合は自己対応というような考え方も進めておりますが、あくまでも私どものほうは認めないということで進めておりますので、起きてしまった場合とかその対応というのはちょっと想定はしていないところでございます。

それと、議決の要件でございますが、これについては50万円以上の損害賠償についてということになっているかと思えます。後の説明でそのようなことで説明がなされるかと思えますので、よろしく願いをいたします。

それと、報告事案2番目の中央地内の事故の過失割合の件でございますが、相手方がハザーランプをつけたままで急に、ちょっとあわてていたかどうか確認せずにUターンして反対側へ行こうとしたというような経過でございます。これらについて、私どものほうの車も動いておりますので、完全に私どものほうの車がとまっていればゼロ100ということになりますが、多少でも動いていれば過失割合、注意確認義務とかそういうものがついてしまうということで10%の過失割合がついているということでございます。

それと、3番目の報告で、バックするはずが前にということで、バックギアに入れるのを怠りまして前進のまま、ギアが入っているままでアクセルを踏んでしまったという、ちょっとうっかりというか、もう1回しっかりと自覚をしていかなければいけないような注意散漫の事故であったことを報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 1点だけ、答弁のなかったのは、この161台、消防自動車は別として、通常使われる公用車両については、今回、嘱託職員が運転して事故を起こしたわけですが、どこまで公用車の保険適用の運転者として認められるかということについては回答がありませんでした。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 嘱託職員につきましては、誰でも運転できるということではございません。一応運転業務を行う可能性のある嘱託職員については届出をさせていただいて、その上で公用車の運転に当たっていただいております。そのようなことですので、届出もなく、嘱託職員の場合は大体公用車を使わないという嘱託職員はほとんどいないと思いますが、届出等をさせていただいて、その運転をさせている。そのような状況です。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 消防車両については団員の方でちゃんと免許資格があれば、事故の場合保険の適用になりますかね。その点、確認して終わりたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 消防団員につきましても非常勤の特別職ということで、団員が運転して、もちろん団員以外の方が運転すると、これ、逆に問題になります。若干ですね、ときたまそういう注意をすることもありますが、団員であればもちろん保険の適用にもなりますし、それらの運転業務、免許資格を有していれば問題はありませんので。

支援団員についても、支援団員の目的が日中の火災とかそういうときに消防自動車を出せないとか、そういうのを支援するということですので、支援団員については運転はもちろんオーケーですし、万が一事故を起こしても保険の適用になります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 1番相馬正典議員。

○1番（相馬正典） 簡単に1点お伺いします。

専決の第5号の岩子の事故なんですけれども、車が大破してカーブミラーをすっ飛ばして信号機にぶち当たって本人入院。こんな大事故になってしまったと。この原因が書いてありません。どういった原因だったのでしょうか。それによっては、避けられる事故と避けられない事故というのは必ず出てくると思うんですけれども、どういった事故で運転していた臨時の職員の方は何歳ぐらいの方が運転されていたんですか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 警察のほうのもちろん調査も入りまして、その中で出ましたのが、漫然運転ということです。聞き慣れないかと思いますが、私も調べさせていただきましたが、考えごとをしながらか、ぼんやりしていた。そのような状況で運転をしていたというようなことでの事情聴取で、漫然です。そのような報告がなされております。

事故を起こした方については約50歳ということで、それ以上は。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 1番相馬正典議員。

○1番（相馬正典） 漫然運転というのはよくわからなかったんですけども、ぼんやりしていたということだと思うんですけども、やはりその辺の原因をきちんと精査して、また同じようなことが繰り返されないように十分指導を徹底していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いします。

まず1点は、もうさまざまな事故を起こしたその職員に対して、市長はこの懲戒処分を行った例があるのかどうかをお伺いしたいと思うんです。実は私、ここに幾つか新聞に報道された懲戒処分の例を申し上げますと、これは交通事故ではありませんが、高根沢では、水道料金の徴収賦課漏れがあったということで6人を減給処分。同じようなことで、さくら市でも5人を減給処分しています。また、これは職務怠慢ということで、大田原市でも懲戒処分をしています。宇都宮でも2名の懲戒処分。これは、自転車に乗っていた男性をはねてけがをさせたんですね。そういうことで処分をしています。つい最近、先月の新聞ですが、これは那須塩原市でも職務怠慢の職員3人を懲戒処分ということで、きちっとやはり処分しているわけですね。

そういうわけで、私のほうの職員が果たして市長が注意処分程度で済まされているのかどうかをお伺いしたいと思うんです。

ただ、私は処分する場合でも、社会的に許されないような事故であったかどうかということ。それが問題であって、なぜ事故を起こしてしまったのかもきちっと理由が重要じゃないかと思えます。

例えば職員が職務上の過労が原因だったとか、公務で何か思い悩むことがあって運転していたために事故を起こしてしまったというなら、十分情状酌量の余地もありますから、この辺も含んだ上での処分を打つべきではないかと私は思っていますが、この辺、どのようにされているのか。これが1点です。

それともう1点申し上げますが、この公用車の事故が後を絶ちませんね。これ、私、事故を

起こしてもその課内でもって、表にはこの事故をよその職員には知らせない。中だけでもみ消そうとしているような風潮があるためではないかと思うんです。ですから、私は全職員に注意を喚起させるためにも事故の全内容を全職員に文書でもって、これはもらい事故であってもあれですよ、こっちに過失が100%であっても、全職員に私は知らせるべき、文書でもって各課に流すべきであると思いますが、この2点についてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 交通事故で人身事故等を起こしてしまった場合は懲戒処分の対象になります。これらについても、公用車運転ばかりでなく、私用中での人身事故においてもある程度、もちろん人身、物損にかかわらず、私どものほうでは報告をいただいております、人身事故等を起こしてしまった場合は処分の対象として、懲戒委員会、またそれらでの対応をさせていただいております。ですので、今回の場合は大きな事故であります、物損だけということですので、嘱託職員ということもありますのでそのような対応をとっておりません。

また、この事故が発生した場合は私どものほうは一切隠し立てすることなく、外には出しませんが、庁内のメールで事故発生の報告は行っております。それで注意喚起を行っておりますので、自分の課内だけで隠していくとか、表に出さないようにしているとか、そういうことは一切ありません。そのようなことで報告させていただきます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 事故の状況の全職員に対する伝達の方法ですが、私、それはメールでもいいでしょうが、やはり文書でもって各課長からずっと各係に流す。そういうような方法が一番徹底するのではないかと思います、その方法も考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 16番高田であります。

報告案件の第1号から第3号、共通的なことについて2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1点目が、同乗者はいるのか。もう1点は、今までの事故の内容を分析して防衛運転に徹するべきだと思うんですが、その考えをお聞きします。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 3件の事故とも同乗者はおりませんでした。

それと、やはり本市のような高齢の方が運転される機会が多い地域は、私どものほうが安全運転をしていますが、そのとんでもない無謀な運転で事故に遭ってしまうということで、今言われていたように、私も常に職員とかに言うんですが、こういう言い方はあれなんです、ちょ



っとふらふら運転しているとか、すごいスピードを出しているとか、あと、高齢者の方でちょっと運転が危ない状況が確認された場合は、そういうところには近寄らない、やはり事故に遭わないために、また、お年寄りなんかも歩いていたりとか、そういう場合も急に倒れてきたりとか、そういうことも考えられますので、その場合は十分に車間距離なり、また間隔をとって通行するようにというようなことで指導しております。

本市などの山間部ですと、先ほど言いましたように車を手放せない高齢者の方等も多いかと思えます。その点、やはり防衛運転に徹すべきであるというふうに私も感じておりますので、今後も指導はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 1点目の同乗者がいるのかどうかとお聞きしたのは、集中力が持続しているのかどうか。この辺を考えたのがいいのではないかなと思えます。1人でぼーっとしていることもありますが、複数者で乗っている場合には、話に夢中になってどうしても集中力が欠ける。そういうときに事故が多い。このように聞いております。

もう1点の事故の内容を分析して今後の防衛運転に生かす。この2番目の報告第2号については、もしも路肩にとまっている車が出るかもしれない。出ないだろうと本人は考えたんだと思うんですね。ですから、そういうときには、出るかもしれない。相手はどう出るかわからないというときには、その考え方に変えてもらいたいんですね。安全だろう、あるいは相手はとまってくれるだろう。そのままいるだろうというのは、相手は出るかもしれない。あるいは、かもしれない運転に基本的に考えてもらう。そういう方法はいかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私も先ほど言いましたように、そのようなことで危険を予知する運転行動が必要であるというふうに考えておりますので、漫然と運転しないように、しっかりと注意を払って運転中、よそのことに注意が向かないように今後とも指導はしていきたいと思えます。なお、私どものほうではドライブレコーダー、事故あるなしにかかわらず定期的にドライブレコーダーをチェックさせていただいております。やはりそこで運転の状況とかそういうものも確認できますので、今後とも私どものほうは常にドライブレコーダーの事故あるなしにかかわらず、チェックはしっかりと行っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 最後にお伺いしたいんですが、今回の3件の事故については全てドライブレコーダーで確認しているのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 危機管理担当のほうで確認をさせて、また、契約管財のほうも含めて確認をさせていただいております。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、報告第1号、報告第2号及び報告第3号については、報告のとおりでありますので御了解願います。

---

◎日程第6 議案第7号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第6 議案第7号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案7号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、提案理由説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の配偶者同行休業について、人事院規則の改正により休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が定められ、休業の期間の再度の延長ができることとなったことに伴い、本市職員に適用される配偶者同行休業についても、これに準じて休業の期間の再度の延長ができるようにするため、所要の規定の整備を行うものであります。

整備する内容は、第6条に第2項といたしまして「配偶者同行休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。」を加えるものであります。また、規則におきましては、「配偶者の外国での勤務が、休業の延長後の期間が満了する日後も引き続くことになり、そのことが当該延長の申請時には確定していなかったこと」などを定める予定といたしております。

なお、再度の延長をした場合でも、休業の期間は、当初の休業開始から最長でも3年を超えることはできないこととなっております。あくまでも3年の範囲内での取り扱いとなることは従来同様であります。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第7号でございますが、市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてということございまして、これまで、この配偶者同行休業を取得してやられている職員の事例があるのかどうか。この第6条ですね。それと、現在、そういう方がいるのかいないのか。そして、今回のこの2項ですね、配偶者同行休業の期限の延長は規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとするというふうにあります、これまでの配偶者同行休業期間の延長が、今回の規則の改正でどのように変わるのか。もう一度説明をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 配偶者同行休業制度を利用した取得事例があるかということですが、あと現在いるかということですが、これについては事例はありません。また、現在も取得している方はおりません。

それと、もう一度その規則で定める特別の事情がある場合ということですが、先ほど市長からも説明させていただきましたように、規則においては配偶者の外国での勤務が休業の延長後の期間が満了する日の後も引き続くこととなり、そのことが当該延長の申請時には確定していなかったことなどを定める予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

では、16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 議案第7号について質問したいと思います。

この配偶者同行休業制度は、平成26年の2月21日に国家公務員の制度としてスタートしました。その後、私たちの市でも条例を設置したわけでございます。先ほど該当者はどの程度いるかということですので、全国での数字は平成27年度で59人だそうであります。

ですから、該当者は全国的にも少ない。そのように考えておりますが、我が市においても、一部企業の中には外国、単身で行っている方も結構おりますし、配偶者同行の世帯もあるようです。したがって、今後、この制度は利用する可能性があるのではないかなと考えております。

聞きたいことは、この特別な事情だったんですが、今、同僚の議員に回答がありましたので、なかなか理解するのが難しいので、もう一度ちょっとかみ砕いてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私も、かみ砕くのが非常に難しいものですから、同じ文を再度読むことしかできないんですが、配偶者の外国での勤務が休業の延長後の期間が満了するという事で、最初申請をしていましたが、その後も続いてしまった。そのことが当該延長の申請時には確定していなかったことということで、この休業制度は1回しか使えないという当初のあれですが、その延長が可能になったということですのでご理解をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺健寿） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） そうしますと、延長が確定していなかった場合にもう1回延長ができるというような理解でよろしいでしょうか。了解。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 総務課長、お伺いしますが、この地方公務員法の第26条の6に配偶者同行休業の規定が載っております。今回、この改正の2項ですね。私のほうでは、規則で定める特別の事情とありますね。しかし、この地方公務員法のほうには条例で定める特別の事情がある場合とあるんですよ。条例が正しいのか、それともこれ、規則でいいんですか。この辺だけちょっとお伺いしたいと思います。今ちょっと気がついたものですから。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 非常に不意を突いた御質問で私もとまどっておりますが、ちょっとそこら辺は勉強させてください。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第7号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第7 議案第8号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第7 議案第8号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与規定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給が引き上げられたことに鑑み、本市特別職である市長、副市長、教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引き上げを行うための所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を今年度分から0.1月引き上げ年間3.15月から3.25月にするものでございます。この0.1月分の引き上げにつきましては、平成28年分については既に6月分が支給済みのために、12月においては0.1月分を加算し1.75月分を支給することとする改正をするものでございます。これが第1条の改正ということになります。

続きまして、平成29年度以降は、6月分と12月分をそれぞれ0.05月ずつ引き上げて6月分を1.55月とし、12月分を1.70月にするものでございます。これが第2条の改正

ということになります。

なお、本改正に伴いまして、議員の皆様様の期末手当も連動して同様の引き上げになることを申し添えたいと思います。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○議長（渡辺健寿） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第8号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第8 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第8 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に本市職員の給料、勤勉手当、診療所医師の初任給調整手当を引き上げるほか、扶養手当の見直しに伴う関係条例の所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、詳細の説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして1ページ目をごらんください。まず、第1条 那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。最初の第17条の3の改正については、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立て期間が60日から3カ月に延長されたことに伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、第17条の4の改正をごらんください。これは今年度の人事院勧告により、期末、勤勉手当の支給月数が0.1月分引き上げられ、年間4.20月から4.30月に変更になり、その引き上げは勤勉手当で措置することとなったことに伴い改正するものでございます。

具体的には、今年度分の勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、12月期の支給分に乗せし、対処するものでございます。

続いて、1ページ目の下段の附則第14項の改正をごらんください。これは附則第11項において、55歳を超える職員の1.5%減額措置が規定されており、それらの適用を受ける職員の勤勉手当に関する取り扱いについて規定しております。

続いて、2ページから6ページ目にかけては行政職給料表の改正でございます。これは民間給与との格差0.29%を埋めるため、平均改定率0.2%により給料月額を引き上げるものでございます。

以上の第1条の改正は、本年4月にさかのぼって適用することといたしております。あとの附則において、再度御説明いたします。

続いて、7ページ目をごらんください。第2条同じく那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。まず、第8条の改正をごらんください。これは民間企業における配偶者に係る手

当をめぐる状況が変化していること。また、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、人事院勧告において平成29年4月から段階的に配偶者にかかる手当額を、他の扶養親族にかかる手当額と同額の6,500円まで減額するとともに、子にかかる手当額を1万円に引き上げられたことに伴い同様に改正するものでございます。

続く第9条の改正、ページをめくっていただいて8ページ目下段にかけて続けていますが、これも扶養手当の見直しに伴い所要の規定の整理を行うものでございます。

次に8ページ目、下段からは第17条の4の改正でございます。こちらについてはページをめくっていただいて、そのままでございますが、9ページ目をごらんください。これは先ほどの説明で勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、本年度はこれを12月期の支給分に上乘せし対処すると説明しましたが、平成29年度においては、6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ振り分けて支給しようとするものでございます。

続いて、附則第14項は先ほども御説明しましたが、55歳を超える職員の15%減額措置の適用を受ける職員の勤勉手当に関する取り扱いについて規定したものでございます。

続いて、10ページ目をごらんください。第3条那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。まず、第4条の改正については、医師の初任給調整手当について、人事院勧告に伴う国の医療職に適用される初任給調整手当の引き上げに準じて、本市診療所医師に適用される初任給調整手当も同様に引き上げるものでございます。

なお、改正後の条文では、人事院規則を引用する規定形式に変更になっていますが、これは本市診療所医師の初任給調整手当については人事院規則給の34の第2条第1項第2号に掲げる職に支給される額に準拠して定めた額を支給していたところですが、今回の改正を機に、人事院規則を引用する規定形式に変更し、以後、国家公務員の改正があった場合には連動して改定になる仕組みに改めるものでございます。

なお、第2条第1項第2号に掲げる職とは、人口が少ない市町村に所在する官署に置かれる職で、採用による欠員の補充が相当困難である職と規定されており、本市では診療所医師にのみ適用している手当でございます。

また、これまで月額36万7,600円を超えない範囲内の額を支給することとしていたものですが、改正後は月額36万8,000円を超えない範囲内に引き上がる予定です。

続いて、11ページ目から14ページ目にかけては、医療職給料表の改正でございます。これは行政職給料表における給料月額引き上げとの均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

以上の第3条の改正は、行政職給料表の引き上げと同様に本年4月にさかのぼって適用することといたしております。



続いて、15ページ目をごらんください。第4条那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与、その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。これは行政職給料表の引き上げにより、再任用職員の給料月額も引き上げられたことに伴い、2級の再任用職員の給料月額と同額に設定している嘱託事務員の賃金月額を同様に引き上げるものでございます。

なお、現在、この嘱託事務員は国や県などのOB職員、技術職員など高度な専門知識や特殊な資格、勉強、技能、経験等を有する人材を嘱託職員として採用する場合に適用する職ですが、現在、嘱託事務員としてこの給与で採用している職員はございません。

最後に附則でございます。第1条は施行期日等ということで、本条例は原則として交付の日から施行するものでございます。そして、速やかに引き上げ分の支給処理を行うものでございます。ただし、扶養手当の見直しや平成29年度における勤勉手当の支給率を定めた第2条による改選については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次の第2条以降は経過措置でございます。まず、第2条では、既に本年4月から支給された給料については、それは内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取り扱いを規定したものでございます。

次の第3条では、扶養手当の段階的取り扱いでございまして、配偶者に係る手当額については現在、月額1万3,000円であるところ、平成29年度には1万円とし、平成30年度から6,500円にし、子に係る手当額については現在、月額6,500円であるところ、平成29年度は8,000円とし、平成30年度から1万円にするものでございます。以上のことが次の16ページにかけて規定してございます。

また、最後の第4条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は規則で定めることとしたものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 人事院勧告に準じて市職員の給与等の一部改正ということでございます。

今回の給与改正につきましては、例によっておおむねどのような状況になったのか説明いただきたいと思うんですが、まず、高卒、短大卒、大学卒の初任給ですね。これが幾らになるのか。そして、今回の引き上げによって、市職員平均給与は幾らになるのか。さらに、行政職給与表がありますが、1級から7級までありますけども、それぞれの級に職員は何人ずついらっしゃるのか。また、最後の診療所の先生の関係もそうなんですが、何級で何名いるのか。そ

の点について説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今回の引き上げによりまして増額になりますので、給与、手当を含めて約でございますが750万円程度の給与費の引き上げになります。

それと、初任給ということで、高卒、短大卒、大卒に適用するものでございますが、ページ数は1ページの裏を見ていただきたいと思います。行政職給料表、2ページですね、申しわけございません。ここで高卒につきましては、第1級の5号級を適用させていただきます。また、短大卒等については第1級の13号級ですね。大卒等については第1級の21号ということで、それぞれ新旧のあれがありますので、増額分は見ていただければわかるかと思えます。

平均給与でございますが、算出はしておりませんが、大体1,500円程度の上昇ではないかなというふうに感じております。

それぞれの級の職員数、補正予算書の一般会計のほうでございますが、27ページに級別の職員数が記載をされております。そちらを御参照いただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、1点お伺いいたします。

この人事院勧告は、国内企業の大体大企業の給与手当等を基準として、それを調査して人事院が国家公務員に対して勧告をするものなんです。そこでお伺いしたいんですが、この本市内企業の中で、市職員の給与手当、これと比較して市職員よりも上回るような企業というのが何社ぐらいあるんでしょうか。多分ほとんど従業員は那須烏山市の場合は100人未満の小規模企業ではないかと思いますが、このようなことを調査したことがあるのかどうか。もし、わかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） そのようなものは調査しておりませんので把握できておりません。以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは実は、私も元職員で、上がるのが当然のような考えでもって昇給をさせてもらっていたものですから、あまり大きな声では言えないんですが、これもやはり職員がどのような立場にあるのか。これは知る必要があるんじゃないかなと思いますので、これは清水課長さん、これちょっと調べて、役場職員よりも上回るような企業があるのかどうか。そこら辺のところを後で調べてくれませんか。

それと、1点申しわけありません。今回の改正でもって、この初任給の額が高卒で14万6,100円、短大で15万5,800円、大卒で16万7,600円ということですよ。この大卒の関係でちょっと聞きますが、ほとんど今大卒ですね。16万7,600円になりますよね、今度。それで過日の新聞によりますと、この小規模企業でさえ大卒は19万9,100円なんです。これは課長、新聞を見られたかどうかわかりませんが、そうしますと、この市役所の大卒の新採用16万7,600円よりも、この小規模企業であっても3万1,500円高いんですね。これほどの差があるんですが、それでも、この市職員に対する応募者というのは相当多いんでしょうか。その傾向についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 既に職員採用試験は終了しております、求人数に対して約4倍強の応募がありました。やはり公務員を目指す方は多いのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第9号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第10号 那須烏山市税条例等の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第9 議案第10号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 那須烏山市税条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が平成28年3月31日に公布をされ、平成29年1月1日以降、順次施行されることに伴い、那須烏山市税条例等の一部改正が必要となったために提案をするものであります。

主な改正点は、延滞金の計算期間を見直すもの。自主服薬推進のため医療費控除の特例を創設するもの。特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、これらに係る所得を分離課税とするものであります。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、議案第10号の税条例等の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の主な改正点につきましては、市長からありましたように3点あります。1点目は、国税における延滞税の計算期間等が見直されたことに伴いまして、個人市民税と法人市民税の延滞金の計算期間等を見直す改正です。

2点目は、自主服薬推進のための医療費控除の特例が新たに創設されたことに伴い、追加規定するものです。

3点目は、外国居住者、台湾居住者における特例適用実施及び配当等を得た場合、申告義務が新たに課されまして分離課税とする改正です。

詳細につきましては、新旧対照表によりまして御説明申し上げますので、対照表の1ページをお開きください。

まず、第19条の改正は、国税の延滞税の計算期間等が見直されたことに伴いまして、計算期間についての期日に関する規定を定めるものですが、第2号及び第3号中の1カ月を経過する日までの期間と定めるたばこ税と、2ページの5号及び6号中の1カ月を経過する日と定める法人市民税等に分離する改正規定でございます。

次に、2ページの第43条の第1項から、3ページの第4項につきましては、国税におけるやはり延滞税の計算期間の見直しに伴いまして、個人市民税の延滞金について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する見直し規定であります。

次に、4ページの第48条の第3項から5ページの第5項につきましては、法人市民税の申告納付にかかる延滞金の計算期間を見直すものですが、先ほど御説明申し上げました第43条の個人市民税の改正規定と同様に、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することと改正するものです。

次に、6ページの第50条につきましては、第43条及び第48条の改正と同様に法人市民税の不足額の納付に係る延滞金の計算期間について改正するものです。

次に、7ページの附則第6条については、医療用の成分が用いられる特定一般用医療薬品等を購入した場合に医療費の控除の特例が創設されたことに伴いまして、平成30年から34年までの各年度の個人市民税に係る医療費控除の特例を定めるものです。

次に、8ページの附則第20条の2第1項から10ページの第5項につきましては、外国居住者の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、特例適用実施等及び配当等に係る個人市民税の課税の特例の規定を新設するものです。この内容は、台湾に所在する投資事業組合を通じて得た利子配当については、所得として今までは算定されていませんでしたが、新たに申告義務が課され分離課税とするものです。

次の11ページの附則第20条の3第1項から14ページの第6項までにつきましては、附則第20条の2が新設されたことに伴い、条ずれと文言を整理するものです。

次に、15ページの第2条につきましては、平成27年に改正しました税条例等の一部を改正する条例の附則第5条の改正ですが、今回の条例第19条の改正により、たばこ税に関する経過措置を改正するものでございます。

最後に、附則についてですが、附則第1条は、この改正条例の施行期日で施行日が平成29年1月1日からとなります。ただし、第1条中の第6条の医療費控除の特例の規定については平成30年1月1日から施行となります。

次の16ページの第2条については、市民税に関する経過措置を定めるものです。

以上が、議案第15号の税条例等の一部を改正ですが、今回の改正によりまして税収等にはほとんど影響がないことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願

いたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第10号 市税条例等の一部改正についてでございますが、今、提案理由にありましたように、国税における所得税の延滞金の計算期間の見直しということと、それに準じて法人市民税の延滞金計算期間の見直し等が1つ。

2つ目は、医療費控除関係で特定一般医薬品等購入費用を支払った場合の医療費控除の特例というのですね。

3つ目が、外国人居住者の配当所得の分離課税で新たに台湾の居住者を入れるというようなお話だったんですが、これについては台湾以外の国についてはこれまで該当になっていたのかどうか。今回、そこに台湾居住者も加えるというふうにされるということなのか。その点もう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 今回、台湾居住者に対して新たに課税するということになりましたが、ほかの国におきましては、租税条約に基づきまして課税されていたんですが、日本は中国と租税条約を結んではいるんですが、台湾に対してはこの条約が適用されませんでしたので課税されていなかったということで、新たに所得税法の改正によりまして今回、分離課税するということになりました。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第10 議案第11号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第10 議案第11号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の交付及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、議案第11号の補足説明をさせていただきます。

議案第11号の国民健康保険税の一部改正につきましては、先ほど議案第10号において市民税条例の一部が改正されましたことに関連するものでございます。

市税において、先ほど分離課税されることとなった台湾居住者への特例適用利子及び特例適用配当等につきまして、国民健康保険税におきましても総所得の額に含めることとする改正でございます。具体的には、議案書の1ページの新旧対照表をごらんいただきまして、改正後の附則ですね、まず第10項におきましては、特例適用利子等について、それから第11号につ

きましては、特例適用配当等について、それぞれ国民健康保険税の所得割額及び軽減判定の総所得金額に含めることとした規定を新たに設けたものです。

なお、この条例は平成29年1月1日から施行することとしまして、施行日以後に支払いを受ける特例適用利子及び配当等について適用するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第11号 市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは今、提案理由にありましたように、議案第10号の外国居住者、台湾の関係の配当所得の分離課税に関して、国民健康保険税についてもこの総所得の中に入れて計算をするというようなことだと思いますが、これについても、本市においては適用される方がいるのかどうか。その点について確認をしておきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 先ほど税務課長のほうからもお話がありましたが、今回の改正は台湾に居住する方のみについて改正されるものですので、国民健康保険税に関して該当される方はおりません。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第1号から日程第16 議案第6号までの平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、熊田診療所特別会計補正予算（第1号）、介護保険特別会計補正予算（第2号）、下水道事業特別会計補正予算（第1号）、水道事業会計補正予算（第1号）の6議案については、いずれも補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

---

◎日程第11 議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）  
について

◎日程第12 議案第2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第13 議案第3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第14 議案第4号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第15 議案第5号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第16 議案第6号 平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第6号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、平成28年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ3億9,137万円を増額し、補正後の予算総額121億2,656万3,000円とするものであります。

今回の補正は、国の予算で措置をされた経済対策分臨時福祉給付金や対象人員や申請件数増に伴う扶助費の増額、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の精査などであります。

また、平成28年度で契約期限が到来し、平成29年度以降の新たな契約を進める必要がある自家用有償バス運行業務委託、烏山中学校スクールバス運行業務委託の2事業につきましては、今回それぞれ債務負担行為を追加補正するものであります。

主な内容について御説明申し上げます。まず、歳出予算であります。議会費は、先ほど申し上げました人事院勧告に伴う手当の増額補正でございます。

総務費は、行政情報化推進費といたしまして、庁内複合機のコピー料に係る費用や、地方公共団体情報システム機構に交付するマイナンバー関連事務委任交付金の増額であります。

民生費は、臨時福祉給付金事業費といたしまして、消費税率の引き上げが2年半延長されたことに伴い給付される給付金や事務費等の計上であります。

障害者総合支援事業費は、障害者の介護給付費や訓練給付費と、障害児支援事業費の利用者増に伴う扶助費の増額であります。

私立保育施設運営委託事業費は、保育園入所者の増や給付費の加算項目追加に伴う委託費等の補正であります。

母子福祉事業費は、現在、中学校3年生まで拡大しておりますこども医療費助成費の不足が見込まれるために、扶助費の増額を行うものであります。

生活保護扶助費は、医療扶助費の増加と介護保険施設入居者の増加による扶助費の増額であります。

衛生費は、予防事業費といたしまして、高齢者予防接種のうちインフルエンザの受診者増加に伴う業務委託料の増額であります。

農林水産業費は、畜産振興費といたしまして、畜産担い手育成総合整備事業費の精算に伴う

減額補正であります。

市単独土地改良事業は、各土地改良区等が実施する送水管やポンプの修繕にかかる経費について、事業費の半分を助成するための費用であります。

商工費は、広域観光活性化事業といたしまして、JRグループ6社によるデスティネーションキャンペーンのプレ開催のためのPR等に要する経費の補正であります。

土木費は、道路保全費として、老朽化に伴い舗装修繕工事を行うための増額補正であります。ふれあいの道づくり事業費は、新たに7地区から増加要望がございまして、資材費等を増額補正するものであります。

道路整備事業及び辺地道路整備事業費につきましては、事業の精査による支出科目の振り替えを行いました。

教育費は、高等学校教育振興事業費といたしまして、烏山高等学校遠距離通学費補助金について、上半期の実績を考慮し、増額補正を行いました。

南那須中学校施設整備費は、国の補正予算により採択された公立学校施設整備補助金を財源に、グラウンド整備工事を行うための事業費であります。

国体開催整備事業費は、平成34年度に開催される国体でのアーチェリー競技実施に向けて、より経済的な手法による工法へ変更するための増額補正を行うものであります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費といたしまして、平成28年8月に発生した台風9号の影響により被災した水田、水路等の復旧を行うための費用であります。

次に、歳入予算についてであります。

普通交付税は、額の確定による増額であります。

国庫支出金及び県支出金は、臨時福祉給付金事業や南那須中学校グラウンド整備に係る国庫補助金、扶助費の増額に伴う負担金、事業変更に伴う組み替えや事業の確定に伴うものであります。

市債は、事業の精算に伴う市道整備事業費の減額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして、全国の方々からいただきました寄附金の増額計上分でございます。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。なお、不足財源につきましては、前年度繰越金と普通交付税をもって措置をいたしました。

次に、議案第2号は、平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を追加補正するものであります。では、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。予算の歳入歳出を、それぞれ1億8,734万8,000円増額し、補正後の予算総額を42億3,865万

3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、職員人件費、新国民健康保険制度導入準備に伴う国民健康保険システム改修業務委託費、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額によるものでございます。これらの財源は、国庫補助金、前期高齢者交付金及び一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次に、診療施設勘定でございます。予算の歳入歳出をそれぞれ65万5,000円増額し、補正後の予算総額を7,454万3,000円とするものであります。主な内容は、職員人件費と医療機器の廃棄処分委託料の増額であります。財源は、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第3号は、平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、熊田診療所特別会計の予算を補正するものであります。予算の歳入歳出を127万4,000円増額し、補正後の予算総額5,134万7,000円とするものであります。主な内容は、職員人件費の増額であります。財源は、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第4号は、平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ5,799万4,000円増額し、補正後の予算総額26億4,494万6,000円とするものであります。主な歳出の内容につきましては、各事業の実施に伴い過不足が見込まれる保険給付費の所要額の補正並びに平成29年度に策定いたします第7期介護保険事業計画、これは平成30年度から平成32年度、それに伴う住民への調査業務委託でございます。

歳入につきましては、国庫・県支出金及び支払基金交付金等による充当財源の補正並びに前年度繰越金をもっての措置となります。

議案第5号は、平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ204万円増額をし、補正後の予算総額を3億5,844万円とするものであります。

歳出の主な内容は、精査に伴う人件費及び下水道処理施設維持管理費の委託料を増額するものであります。なお、財源につきましては、資本費平準化債の算出方法の見直しを行うとともに、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第6号は、平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、水道事業会計予算の水道事業収益を40万8,000円増額し、補正後の予算総額を5億6,624万1,000円とし、水道事業費用を668万3,000円増額し、補正後の予算総額を5億2,503万8,000円とするものであります。

また、資本的支出を1,076万9,000円減額し、補正後の予算総額を2億8,825万3,000円といたします。

主な内容は、収入につきましては、地方公営企業職員の児童手当に係る一般会計繰入金が増額と賞与引当金等の引当金戻入益を計上するものであります。支出につきましては、水道管仕切弁の修繕及び石綿管撤去費、消費税等の経費の増額と平成27年度に実施した繰上償還にかかる元利償還金の減額であります。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括をして提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第1号から第6号までの補正予算についてでございますが、一般会計のみについて何点か質問したいと思っておりますので御回答をお願いしたいと思います。

まず、13ページの運転免許証自主返納者支援金20万円とありますが、当初は1,000万円近い金だったものを今回20万円補正をつけているわけですが、この内容ですね。どのようなものに使われているのか説明をお願いしたいと思います。

次に、14ページの臨時福祉給付金事業費ですね。9,772万6,000円ということでございますが、対象者がどういう方で何名の方にもどのような方法で支給をするのか、説明をお願いしたいと思います。

それと、16ページの予防費でございますが、予防事業費ということで543万円ですね。委託料となっておりますが、この中身についても説明をお願いしたいと思います。

18ページの中ほどの商工費でございますが、広域観光活性化事業費152万円、その下にJR烏山線沿線観光振興対策事業費2万5,000円というふうにありますけれども、この中身についても説明をお願いいたします。

土木費のふれあいの道づくり事業、7本の道路の事業をふれあいの道づくり事業としてやるということでございますが、どことどこなのか。路線名がわかれば説明をお願いしたいと思います。

それで、22ページですね。国体開催整備事業費2,815万8,000円とありますが、これは下のほうの工事説明の中で大桶運動公園アーチェリー大屋根等設置工事2,785万

8,000円とありますので、これの中身かなというふうに思われますけども、これについてはどのような方法でいつごろ設置されるのか説明をお願いしたいと思います。

ついでにその建設工事一覧表がありまして、30ページね、月次南大和久線の道路排水施設工事というのが出ておりますけども、この工事の内容について御説明をいただきたいと思いません。月次大和久線の改良につきましては、地元自治会等より請願書が上がったわけなんですけども、事業を着手しているということを前提に、今後、いろいろと用地交渉を重ねながらできる限り早く整備を進めたいと。

しかし、相手があることなので、交通事故の起きないようにいろいろな対処方を進めるというような説明をして、関係自治会の皆さんにはある程度御理解をいただいたわけなんですけども、今後ともこの改良については精力的に進めていただきたいなということを申し添えますが、この工事の内容について御説明をお願いしたいと思います。

それで、また前に戻るんですけども、国庫支出金の中で9ページ、児童福祉費負担金の中で子どものための教育、保育給付費負担金3,029万6,000円というのがあるんですけども、これは明細のほうではどこに使われているのかちょっとわからないので、この中身について御説明をお願いします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 予算書13ページ、交通安全対策事業運転免許証自主返納者支援事業費20万円、当初予算30万円でございます。今回20万円で合計50万円というようなことで要求させていただきました。免許証の自主返納者につきましては、平成23年から実施していますが、現在のところ、平成23年度から206名返納されております。また、昨年も31名自主返納されたということで、今年度は現在のところ19名、その方たちに現在は1万5,000円のタクシー券か市有バスの乗車券かということで広報しているわけですが、その使用したものに対して、これ、タクシー会社とかそういうところから請求があったものに支払いをするわけでございます。昨年の実績は約44万円支払いをしております。昨年の自主返納者へのタクシー券等の支出もかなり多いものですから、昨年並みの支出があるのではないかなということで、今回、増額をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 私のほうでは2点ほど説明させていただきたいと思いません。

まず、臨時福祉給付金事業につきましては、対象者につきましては今年度実施している臨時福祉給付金と同じ方が対象となります。ことし送ったのが6,077人該当ということで送っ

ておりますが、今回、その後、申告等の状況で変更があるかと思いますので、予算上は6,100人で予定しております。1人当たり1万5,000円の給付の予定でございます。該当者に通知を送りまして、申請をしていただくということで、申請につきましては、3月の下旬から6月の下旬ということで今のところ計画しているところでございます。

次に、予防事業のほうでございますが、これにつきましては、高齢者の予防接種、インフルエンザの事業でございます。今年度当初予算の策定時期は前年度の実績がまだできていない状況での予算編成でございましたので、不足分ということで今後の見込みを見まして予算措置をしたところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 私のほうからは18ページ、商工費につきましてお答えいたします。

広域観光活性化事業費152万円ですが、内容につきましては、約57万円分が来年の4月に行われますDCキャンペーンのプレDCの中で、全国宣伝販売促進会議というのが4月18日に東日本ホテルで旅行業者約700名を集めた会議が開かれます。その中で、栃木県なり各市町村がPR活動をして、自分のところの観光資源をアピールするという予定になっております。

この中でDCのノベルティ関係やパンフレット等を入れる袋等々、あとはペナント等を作成する経費が57万円程度。残りほかにつきましては、現在、観光パンフレット等を配るビニールの袋みたいなものもない状況でございます。4月のDCに向けて、DCだけではないんですが、活用したいということでPR用のビニール袋やのぼり旗等を作成する費用が94万円程度でございます。

そのほか、次のJR烏山沿線観光振興対策事業費2万5,000円ですが、来年の平成29年1月8日に風っコストープ号という臨時列車が来ることになってございます。1便だけです。烏山着につきましては、14時33分に着いて3時半ごろに宇都宮に帰るという1便だけです。時間的には40分ぐらいなので、そこにつきましては、おもてなしと言いますか、冬ですので豚汁等をつくってサービスしようかなという材料費のみと、あとはおみやげではないんですが、国見のミカンのPRもしようかなということで若干国見のミカンの購入費ということで考えてございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうは18ページの下段のほうのふれあい

の道づくりの事業費800万円の内容について説明させていただきます。

今回、追加補正ということで800万円の内容は、まず、地区が7地区あります。ちょっと読み上げます。これは道路愛護会単位になっていきますので、大桶下、向田西二、高瀬、三箇上、曲畑、興野下一、神長上と7地区ですね。7地区のふれあいの道づくりの支援ということで、原材料費と機械代の予算を計上させておりました。その7地区、これから実施しますが、トータルで約550メートルほど道路が整備できることとなります。以上がふれあいの道づくりの内容でございます。

次に、30ページの建設工事一覧表の中ほどの月次南大和久線道路排水施設工事という説明なんですけど、これ、常任委員会で後ほど出てきますが、先ほどおっしゃった場所と路線名は同じなんですけど、月次南大和久線というのは起点が月次と終点が南大和久という路線なんですけど、これはいわゆる旧県道のお店が廃業しちゃったんですが、大和食堂という食堂の前の通り、あそこのたまたま同じ路線名なものですから、そちらの道路維持費なものですから、現道に側溝を入れる整備をしているという継続事業で、今年度完了する側溝整備事業でございます。ですから、改築工事とは全く違うということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） では、22ページ、10款教育費国体開催整備事業費について御説明いたします。

御指摘のとおり、ほとんどアーチェリーの防御ネットの設置工事費でございます。当初予算でいただいた1,164万円なんですけど、これにつきましては、鉄パイプ等での仮設の防矢ネットを予定しておりました。ですが、ここへ来まして、来年度以降、大桶運動公園のほうで高校生並びに社会人の大会を少なくとも5回開催が予定されております。そうしますと、その間、1,100万円を5回仮設でかけ、ばらすということになりますと、単純に5,500万円必要ということになりますので、河川のほうと協議をいたしまして、基礎部分は表に出ないようにコンクリートの基礎を埋め込みまして、その上にステンレスの国旗掲揚塔みたいなパイプですね、をボルトどめをして、そこで支柱だけ立てれば、あとネットの掛け外しは職員または大会等で利用する高校生等が人力でできるという構造に変更いたしまして、この金額となっております。工事につきましては、これから発注になりますので、大変申しわけないんですが、多分年度をまたぐ工事になるかとは思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 9ページでお示ししています子どものための教育・保育給付費



負担金でございますが、この負担金につきましては、施設型給付、地域型保育給付という2種類がございます。施設型給付というのは、本市におきましては私立の保育園でございます。地域型保育事業、これは小規模保育事業に該当するものでございます。あとこれにつきましては、国庫が入っていますが、これは次のページにあります児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金、これは県費があります。これに該当する該当項目がどこかということでございますが、15ページに私立保育施設運営委託事業費、広域利用保育委託費、そういったものが該当項目になります。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） わかりました。それで、広域観光活性化事業とかJR烏山線の沿線観光振興対策というのはわかるんですけども、あした恐らくエチオピアでユネスコ無形文化遺産の登録決定がされるのではないかと期待しております。そういうことで、12月11日には、それを記念するいろいろなイベントが予定されているんですけども、その際、駅前はもちろん山あげのために利用するんですけども、駅前に建設業協会のほうから行く通路も通行どめになるよというふうになっているわけなんですけども、ただ、その周辺の住宅に車どめのお願いとすることで文書配布がされたんですけども、主催は山あげ保存会、ユネスコ無形文化遺産登録祝賀イベント実行委員会、問い合わせは市の商工観光課というふうになっているんですけども、これを文書を説明をしないで郵便ポストにただ入れていったというんですよ。

これではあまりにも誠意がないんじゃないですかというふうに地元の方から言われて、これ、現品だからあなたにやるから議会で言ってくれというふうに言われましたので、やはり、こういうものは非常に丁寧にやらないとまずいのかなというふうに私も思ってよく謝ってはきましたが、なぜこういういきさつになったのか。その点についてだけちょっとお答えいただければなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） その配布した文書については議員おっしゃるとおりでございます。配布は先週ぐらいだったと思うんですけど、駅前と駅前の通りに接続する道路のところ一帯に配布をいたしました。配布する職員には、いるときにはよく説明するようには言ったんですけど、昼間だったので、いないところには、かえって手落ちになるとまずいので、いないところはポストにでも必ず置いてくるよという指示をしましたので、そちらの部分で行き違いがあったのかなというふうに反省しております。なお、通行どめといいますか、車の出入りもできなくなりますので、来週、またあと1回入れる予定にはしておりましたので、そのときにまた、いらっしゃれば丁寧に説明していきたいというふうに思います。

○18番（平塚英教） よろしくお願ひします。

○議長（渡辺健寿） ほかにありましたら。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 質問事項を前もって出しておきましたが、まず、16ページ、民生費の生活保護費についてお伺ひしたいと思います。当初およそ2億9,000万円、今回、4,100万円と大幅に増額になりまして、3億3,100万円ですね。私、昨年度の決算書から見ますと、3億1,236万1,000円ですね。これからでは、もう既に2,000万円ほど生活保護費が増えているんですが、なぜこれほどことしは増えてきたのか。その増加傾向にこれからもなるのか。この辺について1点お伺ひをしたいと思います。

次に、これは糸井課長の農林水産業費、そちらに連絡しなかったんですが、畜産振興費の補助金が5,659万円減額になってしまいましたね。これは大幅な減額、昨年も予算計上してまた減額、ことしもうこういうようなことを繰り返しているわけなんですけど、なぜことしまた、このように補助金の減額になってしまったのか。この那須烏山地内の地区への振興事業というのは、いつから実際にいつまでかかるのか。来年こそはこれらの補助金が十分回ってくるのかどうかですね。

それともう一つ、私、前回この当初予算でしたね、この審議の際も申し上げました。畜産振興に対するまちの補助金というのは、まずほとんどしばらくの間、皆無に近いんですね。そういうようなことから、この畜産振興についてもある程度の助成すべきではないですかという質問を申し上げましたが、このことについてまず、どのようにその後進展しているかお伺ひをしたいと思います。

次に、19ページに土木費ありますね。ここに財源なんですけど、地方債840万円を減額して一般財源に回しましたね。これ、なぜこうなったのか、その理由についてお伺ひします。

次に、21ページの教育費ですが、ここに果たしてこの費用があるかどうかわかりませんが、小中学校の費用の中に不登校生徒に対する対策費が載っているのかどうか。実はこの間、下野新聞にこの不登校の問題が大きく報道されましたね。それで私、心配して質問するわけなんですけど、本市の小中学校の中で不登校の児童生徒をそれぞれ何名ぐらい把握しているか、教育委員会としてですね、これについてお伺ひしたいと思います。

それと、同じ21ページに、南那須中学校グラウンド整備がありますが、これ、今のグラウンドをどうしようとしているのか。その整備の内容、それと補助金が1,000万円ほどありますね。これ、補助率というのは何%なのか、これもあわせてお伺ひをしたいと思います。

それに、これは農政課長、23ページに災害復旧、これは農地関係のようですね。この災害復旧事業の補助率は何%なのか。それと、市の負担金があるのかどうか。それに、受益者の負

担率は幾らぐらいになっているのか。これは当初予算を含めると717万円になりますが、これについてお伺いをしたいと思います。

それに25ページ、これは職員の給与の関係の中に時間外手当ですね。これ、一般会計の平成27年度分、この決算書から見ると5,874万円、去年は支出しております。それで、この予算によりますと、平成28年度は今回、3,000万円ほど増やして8,560万7,000円、昨年度の決算よりも約3,000万円ほど増えますね。これ、なぜこれほど時間外手当が増えることになったのか、これについて理由をお伺いしたいと思います。

次に、特別会計の熊田診療所の会計なんですが、7ページに医師の給料が出ていますね。これは医師の給与、これは本俸と手当を含めた月額ですが151万9,850円となっております。これは那須南病院の医師に比較して均衡が図られているのかどうか。このことについてお伺いします。

次にもう一つ、介護保険の関係なんですが、8ページに委託料が載っております。当初が150万7,000円ありまして、今回も345万6,000円、合わせて496万3,000円になろうかと思いますが、これを何を委託して、どのような目的でこれを委託するのか。これについてお伺いします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 健康福祉課関連で2点ほどございましたので、あわせてお答えしたいと思います。

まず、16ページの生活保護費の関係でございます。生活保護の被保険者につきましては、現在が163名です。4月1日が172名ということで9名ほど被保険者としては減っているんですが、医療費扶助、こちらのほうが大幅に増額となっていることによりまして、今回、補正をしたところでございます。1人入院しますと大体50万円から70万円ぐらい1カ月かかってしまいます。透析の方が入院しますと大体1カ月80万円ぐらいかかっております。

今年度は特に、脳の疾患の手術のために1人500万円かかった方、あと、心臓の疾患の手術のために1,000万円かかった方、こちらの方がいらっしゃいますので大幅な増となっております。去年も医療費扶助等が増えておりまして、年々生活保護になっている方、病弱な方、高齢の方が多くなっておりますので、今後とも医療費扶助については伸びていくのかなと考えているところでございます。

次に、介護保険のほうでございます。当初予算につきましては、介護保険のシステム、それと、国保連合会の電算処理システム等の委託料ということで計上させていただいたところでございます。今回の補正につきましては、来年度第7期の介護保険の事業計画を策定するに当た

りまして、今年度はそのニーズ調査ということで要介護認定を受けている方を対象とした在宅介護実態調査、それと、要介護認定を受けていない高齢者、これを対象に介護予防日常生活圏域ニーズ調査と、この2点の調査を行うことの業務委託料でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 私のほうからは17ページの畜産振興費の減額の件と、23ページの災害復旧費の件についてお答えします。

まず、畜産振興費の5,659万円減額しておりますが、これは交付決定がされたもの、ことしの事業費はここまでということで、あえなく減額させていただくものでございます。御質問のこの事業の期間でございますが、これは平成27年度から平成30年度まで4カ年の栃木塩那地区ということで実施されております。前にも何度かこの話題出ておりますので、説明を何度もしておりますが、栃木県農業振興公社のほうで主体的にやっております。平成27年、平成28年と経過したわけでございますが、本市の事業規模から言いますと、平成27年度で実際事業費ベースで実施されたのは1.4%ちょっとで、平成28年度、今年度が終了しますと13%ほどの金額ベースという事業量の算定になっております。

また、これが来年どうかということにつきましては、これは来年及び再来年ということで、おくれではきますが来るというお話は確約されております。ただ、ここは担当者レベルの話なのでちょっと言わないほうがいいのか、もしかしたら1年ぐらい繰り越しになるかもしれないかなというような担当者の感想もあったようでございます。

それから、その畜産振興費の市からの補助ということでございますが、これはやはり何人か御指摘いただきまして、ことし本気になっていろいろ担当者と検討しているいろいろ案などもつくって調整をしているところでございますが、なかなかその調整がつかない状況でございまして、まだお待ちください。

それから、23ページの災害復旧費でございます。これにつきましては、本年度台風9号によりまして、小原沢地内と森田地内にそれぞれ水田の畦畔、それから水路ののり部分ということで被害がありました。これにつきましては、補助率につきましては農地のほうが基本的に50%、施設、水路のほうが65%というのが国庫の基本でございまして、そこにこの後、増嵩申請等により最大95%、98%という補助率になる可能性があるということでございます。

また、受益者の負担につきましては10%以内というふうな決めがございまして、その国の補助率によって左右されるところでございます。さらに、市の負担につきましても、その90%を超える補助率が決定すれば、ないということもあり得ます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私どものほうでは、19ページの道路新設改良費の地方債の840万円減額を説明いたします。

あくまでも予算は、これは昨年の12月に今年度はこんな感じというふうな予想でつくるのが事実でございますが、私どもで今、国からの交付金の事業としまして6カ所ですね。それが交付金が60%来まして、その残りの40%に対しまして地方債を充当しております。あと1カ所、単独事業に95%充当していますが、これは減額というのは国からの交付金の事業費が確定したこと、それと事業を最終的に精査した結果、地方債の対象となる事業費が下がったということで今回減額補正ということでさせていただきました。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 私のほうからは質問のありました2点についてお答えをしたいと思います。

1点目でございますが、不登校小中学生の数ということでございますが、不登校児童生徒につきましては、年間30日以上不登校という取り扱いをさせていただいております。平成27年度の実績を申し上げますと、小学校で2名、中学校で11名、合わせて13名ということで、0.68%ということになるかと思っております。

ということで、その対応でございますが、もちろん学校についても家庭訪問等を行ったりもしておりますが、そのほかに学校には行けないだけどもということで、実は適応指導教室ということでレインボーハウスを設置しております。そちらに学校には行けないという子供であっても、そこへ行っている子供さんもいらっしゃいます。また、レインボーハウスのほうも家庭訪問等を実施いたしまして、できればレインボーハウスのほうに来てくださいと。それで、ある程度なれてくれば学校へ行って保健室教室というんですかね、または教室に戻るというようなそのような指導をしております。

続きまして、南那須中学校グラウンド整備の内容と補助率ということでございますが、まず、工事の概要につきましては、まず正門付近に、実は昨年から下江川中学校が一緒になったというようなこともございまして、スクールバスを運行するようになりました。ということで、その駐車場ですね、門を入ってすぐのところに駐車場を設ける予定をしております。

それと、老朽化してきたテニスコート、もちろん先ほど言いました駐車場の整備によって若干テニスコートが減るということもありまして、そのテニスコートの整備、それと、野球場なんですけど、野球場のほうも水の排出先になってくるんですね。ということで大変砂の流出、水たまりが大きくなるというようなことで、そちらの改修工事ということで予定しております。

補助率は3分の1です。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 25ページ、時間外手当でございます。私のほうで前年と今年度の同月比で集計をとっておりますが、10月いっぱいまでの時間外の金額で言いますと約400万円上回っております。6月が非常に多かったということで、これらについては参議院選挙とか、そういう感じで総務課中心に仕事の面で時間外が増えたのかなというふうに感じております。なお、残り5カ月分について11月は選挙、知事選もありましたし、今後の要因も含めましてやや多目に補正はさせていただいておりますが、私どもとしてもやはり職員の負担軽減、また事務量の分散とかそういうものを考えまして、時間外の圧縮には努めていきたいと思っております。ですので、この平成28年度8,560万円というのは、もう予想されるということではなくて、最終的には減額されるのではないかな。そのようなふうを考えております。ですので、先ほど言いましたように、10月末の現在で対前年比で400万円ぐらいオーバーしている。それは選挙等の事務の増加によるものかな。そのようなふうには推測をしております。

熊田診療所の特別会計、7ページ、医師の給与月額でございますが、諸手当を含めたものでございまして、私どものほうも那須南病院の医師で同年齢等の医師の給与をちょっと病院のほう、聞き取りしましたところ、若干熊田診療所の医師の給与のほうが高かった。そのようなことは報告は受けております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 何点か再質問させていただきます。

この生活扶助の関係ですが、これ、生活扶助を扶助するということはその者に対する緊急避難的な、生活などを立ち直らせるための、それまでの暫定的な扶助ですよね。しかし、これがもう本当に亡くなるまでずっと扶助のしっぱなしということになりますと、これは市としても相当の負担になるんですが、この生活の状況について、またこの再就職その他について、これは担当者はしばしば巡回して、この該当者と面談をしているんでしょうか。これは相当大変な仕事ですし、憎まれるようなこともありますよね。この辺のところ、再度お伺いをいたします。

それと、農林水産業費の畜産振興、これはまだ市の補助金は調整中ということですが、これは市長、少しでも誠意を持って市の補助金も差し上げてもらいたいと思っているところであります。

それに教育費の不登校ですが、これは岩附課長、ついこの間の新聞では、児童養護員と言いましたかね、児童保護員と言いましたか、そういう方々もこの不登校の生徒に対して支援をしているそうです。ですから、そういう方にもぜひお骨折りをいただいたほうがいいのではないかなと思うんですよ。これはなかなか先生だけでは極めて忙しい中、子供たちにちよくちよく

行って、家庭訪問というのは非常に難しいと思いますので、この辺のところもひとつ検討すべきではないかなと思っております。

それに、熊田診療所の医師の給与が南那須病院の医師に比較し少々高いということは、ちょっとこれは理解しがたいところがありますね。年間の病院の収入というのは医師1人当たりおよそ1億円が相場だそうですよね。とても1億円なんか今やっていない、その半分ぐらいですか、診療収入。ですから、これはもうちょっと検討する余地があるのではないかなと考えております。これは別に答弁は要りませんから。

介護保険のほうの委託料ですね。これは、全てこの業者に任せてしまって、この部分、市職員のやる仕事というのはいないのでしょうか。このことについてお伺いします。少しぐらいはこの資料の収集、ニーズ調査というのは、市役所の職員ができるんじゃないかと思います。この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） まず、生活保護の関係なんですが、こちらにつきましては、3人のケースワーカーが大体1カ月から3カ月ぐらいの間に、ケースの訪問ということで様子を見ているところでございます。就労の見込みがある方については、ハローワーク等々といういろいろタイアップしながら、就労に向けて指導しているところでございます。

また、病気等で就労できなくなって生活保護になった方については、病気が治り次第、また就労に結びつけるということで、ケース的には何件か就労に結びついているケースもございます。ただ、どうしても高齢となって、もう就労もできなくなってしまおう方については、最期まで面倒を見るような方も出てくるような状況でございます。

それと、介護保険の業務委託につきましては、今回、この2つの調査につきまして、どちらも国のほうから調査項目等指示がありまして、それプラス市独自の調査項目を入れて調査するところでございまして、これについてはかなり高度な解析等も必要となってきますので、こちらについては郵送から集計まで業務委託のほうを考えています。

ただ、抽出に当たっては、市のほうのデータを使いますので、そちらのほうにつきましては、市の職員のほうでやることになっております。介護保険の1つの方法は要介護認定者につきましては、一応今回、改正になる全員を対象としておりまして、生活ニーズ調査につきましては、1,000名ほど抽出してということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

8番 洪井由放議員。

○8番（洪井由放） 1点だけ確認だけなんですけれども、19ページの土木費の河川費

400万円の増額になっております。これ、多分県工事が行われるときの負担金なのかなと思いつつ見ているわけなんですけれども、どのような内容だか。また、どこの現場なんだかお知らせをいただければと思います。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 19ページの河川総務費の負担金の増額について説明を申し上げます。

これは議員御指摘のように、現在、栃木県で施工しています急傾斜地崩壊対策事業、神長下地域ということですね。その事業費が増額になりました。これは国の追加補正の関係で、来年に予定している分が繰り上げで今年度に追加補正になりまして、その増額に伴います負担金の増額でございます。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） そうしますと、今、工事をやっているのかなと思われるんですけども、それが終了したら新しくまた工事が今年度発注されるか。それとも今の工事が増嵩されると。どちらに当たるんでしょうね。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） その点につきましては、栃木県が施工なものですから私どもでは発注していないもので、何分神長下地区が認識としまして来年までかかったのが今年度に繰上りで年度で終わるということで御理解願いたいんですが。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第1号から議案第6号までの6議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第



3号)について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第4号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第5号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第6号 平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時11分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第17 議案第12号 市道路線の認定について

○議長（渡辺健寿） 日程第17 議案第12号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第12号 市道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国道、市道の相互移管により、現在の一般国道294号の一部区間を市道として新たに認定いたしたく、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、都市建設課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうから詳細な説明を申し上げます。

烏山市街地の道路網の再編につきましては、平成13年10月1日付で栃木県と交わした道路網の再編にかかわる覚書に基づき、順次移管の手続を進めたところですが、これをなぜしたかということ、事の起こりは昭和57年に始まりました294烏山バイパスが平成9年の11月に全線開通いたしまして、そこで旧道の処理をどうするかということが議題になりまして、旧烏山町と栃木県とがたびたび協議を重ねまして、烏山市街地の道路網を再編する覚書ということで順次移管の手続を進めてきました。

このたび、かねてから懸案になっていましたJR烏山線野上アンダーの冠水対策工事の見通しが立ちまして、それによりましてこの移管の覚書に基づきまして手続をするわけでございます。

説明をしますと、議案書の次のページをお開きください。こちらに資料を添付させていただきました。左側が移管前、現在の姿でございます。こちらで関係する路線が凡例のところでも示しているのが一般国道294号です。緑が一般県道烏山停車場線です。黄色が市道の都市

計画街路旭通線という、これが現在の姿でございます。

こちらは今回、先ほど言った野上アンダーの冠水対策工事の見通しが立ったことで移管の手続ということで、今回上程したのが国道の野上交差点、294の起点は下のほうになりますので、野上交差点から現在は烏山駅入り口交差点、そして旭交差点ということになっている国道ですね。野上交差点から旭交差点までが国道294。それによりまして、現在の国道のところが一般県道烏山停車場線、緑ですね、緑が今の国道のほうをなでまして旭交差点まで延伸ということで、残った区間ですね。野上交差点から烏山駅入り口交差点の区間の1,101.9メートルを今回市道の野上伸長線として認定してございます。

以上が認定の説明でございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第12号でございますが、市道路線の認定ということでございまして、かねがね懸案でございました旭交差点から野上の交差点に都市計画街路、市道でございまして、これが今度294国道に昇格するというので、それに伴って駅前から旭交差点に向けては県道ということ、そして、駅前のT字路の交差点から入り口ですね、入り口交差点から野上の交差点までを今回、市道ということで認定をするということになるわけでありまして。

しかし、旭交差点から野上交差点についての294国道にこれが実際昇格をして、そして、供用開始になるのは来年の4月1日ですか、3月31日の午前0時ですか、そこはちょっとわからないんですが、それ以降だというふうに考えます。

本日、この烏山駅入り口交差点から野上交差点までの1,101.9メートルですね、これの認定をしましたが、実際にこの市道としてここが供用開始になるというのは、この国道に準じて市道の供用開始になるのではないかなというふうに思われるんですけども、その辺の手続上における今後の考え方というんですかね、実際に国道、県道、市道として使用されるのはいつからなのかということです。

さらに、これに伴うことでございますが、旭交差点から山あげ大橋の手前まで今後改良の工事を進めていくというふうに思われるんですが、逆に旭交差点からこの野上の交差点の、今、市道の部分について国道昇格後に恐らく改修をしていくというふうに考えるわけですが、これについては今後どのような改良の要望というか、進め方を展開していくのか。その辺の考え方について説明いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、まず、今回議案に出した新規に市道として認定するのは、道路法の規定によって議決要件でございます。ですから、きょう、議決をいただくことで上程させていただきました。この後、仮に議決をしていただきましたら、その認定の工事ということで広く一般に知らしめることになります。

今回、この議決予定区間というのは、現在は国道でございます。国道のところを市道として新たに認定しますので、ルールに基づきまして上位等級が優先しますので国道のほうが上になります。宇都宮那須烏山線、宇都宮から国道4号を通過して高根沢のところまで分けていますが、途中までは国道4号で同じく重複していますので、上位等級が優先しますので、ここで認定したからといってすぐ市道になるということではございません。

次のステップとしまして、今度国道のほうの区域の変更という道路法上の行為があります。これは議決要件じゃなくて知事の権限でできますので、国道の区域の変更ですね。今、説明した市道のほうを国道にして、その区域の変更に合わせて、私どものほうでは市道として今度区域の決定という法行為がありまして、そしてその瞬間、同時期に供用開始という法手続、これは首長の権限でできますので、そういったスケジュールでございますので、具体的にいつのときだというと、皆さん、御存じかもしれませんが、最後の野上のアンダーの舗装工事がまだ終わっていない状態でございます。

あれは本当は栃木県の計らいで渡す寸前に新しい状態で渡したいということで、ぎりぎりまで今、待っている状態なものですから、その工事の最後の仕上げの舗装工事が終わり次第、栃木県のほうで道路法の手続を踏まえて、同時に公示をして供用開始というスケジュールになっていますので、今の時期では3月31日になるのか、4月1日になるのか、その辺のあたりだということで御理解願いたいと思います。

あと次の旭交差点の工事につきましては、これは現在も国道でございますし、旭交差点と山あげ大橋の間は先ごろ、9月の一般質問にありましたけど、栃木県のほうでも補助事業として交差点改良事業が入っております。今、御質問の平塚議員のは、その旭交差点から南はどうなのかということだと思っておりますが、これはちょっとまことにお恥ずかしい、今、私のほうで、もらうほうの国道はきれいにしてもらっているんですね。逆に国道に移管するほうは現在のままの姿でということで、新しく栃木県の温かみある温情のもとでやりますので、あそこはとりあえず舗装修繕は急務だと思うんですね。それは栃木県の担当者はよく現地のほうは調査して予備調査もしておりますので、移管の暁には早急に舗装修繕工事を入れてもらうような、いろいろな努力をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第12号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第18 議案第13号 平成28年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行  
について

○議長（渡辺健寿） 日程第18 議案第13号 平成28年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第13号 平成28年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月22日から23日に発生いたしました平成28年台風9号災害により、被害を受けました農地・農業用施設の災害復旧について、市事業として施行いたしたく、土地改良法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、農政課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） それでは、議案第13号につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。市長の説明にもありましたとおり、今般の災害は、本年8月に発生しました台風9号によるもので、まず1番のほうです。小原沢地内の水田の下側の畦畔の崩落がございましたので、フトン籠工、土羽工により幅12メートルの復旧をするものです。

2番目は森田地内の水路、上側ののり面の崩落がございましたので、フトン籠工、板柵工、土羽工によりまして幅13メートルの復旧をするものでございます。

次の3ページ目には、その位置図を示してございますのでごらんいただければと思います。この2件につきましては、国庫事業に該当するものでございますので、去る11月8日に関東農政局及び関東財務局の担当課によります災害査定を受検済みでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第13号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（渡辺健寿） 日程第19 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先に報告をいたしました報告第1号と同じ交通事故による損害賠償の額の決定及び和解についてであります。損害賠償額50万円を超えますことから議案として上程をさせていただきました。

内容は、平成28年8月29日午後3時20分頃、那須烏山市岩子152-1（県道小川大金停車場線）において、健康福祉課嘱託職員の運転する公用車が、路端の縁石に乗り上げ、交通信号機に衝突し、損害を与えてしまったものであります。

損害賠償額は相手方の交通信号機の修理費用でありまして、合計損害額は70万7,400円全額を市が支払い、和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。また、損害賠償金につきましては、全額加入保険により支払われますので申し添えます。

このような重大な過失のある事故を起こし、深くお詫びを申し上げますとともに、今後一層職員の交通安全の徹底に努めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。どうか慎重審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明いたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第14号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第20 議案第15号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について

○議長（渡辺健寿） 日程第20 議案第15号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第15号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案をさせていただきました市立図書館の指定管理者の指定につきましては、市立図書館の管理運営業務を効果的にかつ効率的に行うとともに、さらなるサービスの向上を目的といたしまして、平成24年4月1日に指定管理者制度を導入し、これまで適正な管理運営に努めてまいりました。

その指定管理の期間であります。来年3月をもちまして満了することになりますので、来年度以降の管理運営につきましても、各種アンケートの結果並びに関係機関の意見等をいただきながら、指定管理者選定委員会におきまして検討を重ねてまいりました結果、この指定管理者制度を継続することといたしました。

この決定によりまして、過日、9月の議会定例会におきましては、指定管理者の指定管理料に関しましては債務負担行為の議決をいただいたところであります。その後、公募によりまし



て指定管理者の募集を行い、プロポーザル方式によります応募者の審査を経まして指定管理者の候補者といたしまして、大高商事・シダックス大新東ヒューマンサービス・藤井産業共同事業体を選定いたしましたので、今回、地方自治法の規定に基づきまして指定管理者の指定について議会の議決をいただくものであります。

なお、指定管理者の候補者として選定をいたしました事業体とは、仮協定を締結しておりますことを申し添えます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 今、上程をされております那須烏山市立図書館の指定管理者の指定についてということでございますけれども、この点につきまして、まず、那須烏山市図書館設置及び管理条例第4条に、指定管理を行わせるものとする、このようになってございます。私、この前ちょっとお話をさせていただいたかと思うんですけれども、本来であれば、これは私の意見ですから、市が行うことがまず第一だと。それで、なおかつ民間の知恵やサービスの向上を目指して指定管理も考えることができるんだというスタンスではないのかな。このように思っております。

そのためには、この管理条例をやはり一部改正をして、そして、こういう議論を重ねないといけない。このように私は思って、そういうふうにはできないのかというお話をさせてもらったと記憶をしているところでございますけれども、その点については、もちろん検討していただいたと思うんですが、その改正をされないまま、なぜここにたった1社の公募のものが上程されたのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいまの御質問についてお答えいたします。

確かに9月の議会におきまして、渋井議員のほうから御提言をいただいたところでございます。ですが、指定管理につきましては、図書館ばかりではなくほかの施設等もございまして、一括条例を改正するというところで総務課のほうで進めているところでございます。ですので、今回、私どものほうでは条例改正を出していないということになります。検討はしております、条例の改正のほうに向けて検討しているということでございます。御理解をお願いします。

○議長（渡辺健寿） 関連していかがですか。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） その条例改正等につきましては、今議会でなく3月議会に上程をさせていただきたいと考えております。

○議長（渡辺健寿） 8番 洪井由放議員。

○8番（洪井由放） これ5年間ですね。お願いをするということでございます。私からすれば、知恵と協働で予算の少ない中、物事を進めていくんだと。それが大谷市政が目指す小さくてもきらりと光るまちづくりだ、こういうふうにならぬと。今まで大谷市長の話を聞いて、なるほどなというふうに思っていたところでございます。

しかしながら、このような形でそのうちに、3月でのお話はとても聞いてはられない。そして、じゃあ、協働というように、そんなのどこへ行っちゃったの。丸投げ、私に言わせれば育児放棄と全く同じようだと。このように思っているところでございます。

やはり、市民の最前線のサービス、そういうところはもっともって知恵を出して、自分たちで安くても楽しく学べる、そういう施設ができないか。まず指定管理ありきというところから脱却をしないといい市政ができない。私はこのように思っておりますけれども、その辺につきまして市長から御答弁をいただければと思っております。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この市立図書館の指定管理者の指定等につきましては、過日も9月の債務負担行為をもって議決をいただいたところでございますが、この指定管理者選考委員会、経過等を見ますとアンケート調査あるいは指定管理委員会、そういったところから、この指定管理に対する継続というような答申が出ている。そういった事実もございまして、そのような意見を尊重させていただいて指定管理制度に踏み切ったということでございます。御理解いただきたいと思っております。

また、プロポーザル方式につきましても、この選考委員会、慎重に選考委員会で選考いたしております。その結果も報告をいただいたところを見ると、規定の点数を上回っているというように結果報告でございましたので、その意見を尊重させていただいた。そういうところであります。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

3番 滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 図書館については、公共施設再編整備計画において、烏山図書館と南那須図書館統廃合する方向で検討するとしていました。にもかかわらず、その検討が行われないうちに、まだ2つの図書館を残すことを前提に指定管理をしたこと。この姿勢は非常に問題ではないかと私は思います。指定管理は、いい悪いは、私はどちらかといえば賛成の立場からなんですけれども、このことで指定管理中であっても、図書館の統廃合を早期に進めていくことを強く

要望しますが、市長いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 公共施設再編整備計画の中で、管理計画の中でお示しをいたしますように、今後、そのような統廃合等に向けて検討することになっておりますので、ひとつ今の現状では御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 指定管理の期間中でも前倒しで進めていくということをお約束していただけますか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今後、そのようなことも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） その公共施設再編というのは、いわゆる行政の事務方で一方的につくった代物でございまして、烏山の図書館についてはいわゆる市民の財産を提供いただいて、そして図書館をつくっていったというような歴史的な背景があるんですよね。そういうものを踏まえないで、一方的に経費を削減するために統合するというのはいかがなものかと私は反対でございまして。

大体図書館というのは、管理を規定した地方教育行政組織及び運営に関する法律というのがあります。その30条で地方公共団体は法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するというふうにあります。その教育機関については教育、学術及び文化に関する事業を行うことを目的に、専属の物理施設及び人的施設を備え、かつ管理者の管理下のもとに、みずからの意思を持って継続的に事業を運営する機関であると。これは文部科学省初等教育局長の国会での答弁でございしますが、このように専門性を持つものであって、ほかの公共施設とはわけが違いますよ、教育機関なんです。そういうものをいわゆる経費削減だということでは、どんどん切り捨てていくというのはとんでもないことだと。しかも、先人が自分の財産を提供して、そしてその図書館をつくっていったと。そういう歴史を省みないで、単に効率だ効率だということでは、縮小していくというやり方には、私は断固反対でございまして。

以上です。答弁を求めます。

○議長（渡辺健寿） どなたですか、答弁は。國井副市長。

○副市長（國井 豊） 公共施設再編絡みでの説明になるかもしれませんが、今、滝口議員にも市長が答弁したようではございますけれども、統合に向けて検討するというところでございまして、那須烏山市体育館、図書館は、やはり烏山地区の今、平塚議員が言われるような

機能を果たしていると思います。けれども、議会最終日に公共施設再編の説明を申し上げますが、その中で既存の施設とそういうものを統合しながら、そういう図書機能は残しつつ今後整備していければなど、そんなふうを考えておりますので、これは議会の皆様方の意見も拝聴しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかにございますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、図書館の指定管理について、反対の意味から何点か質問申し上げます。7点ほど、私の質問事項につきましてはもうそちらに出しておりますので、既に内容はわかってくれたと思います。

まず、1点目を申し上げます。現在の指定管理者、大高商事ほか2者が、当初審査の際、提出した条件ですね。この図書購入費1,680万円、それに人員配置ですね、これ、今のやつですよ。当初というのは5年前ですからね。今、守られているかということをお聞きですからね。図書購入費が年間1,680万円、それに人員配置は南那須図書館が8名、烏山が5名、合わせると13名なんですけど、その13名のうち、正規社員を6名、司書パート7名、計13名ということを出しているわけですね。司書の有資格者も50%以上ということをお企業が提示したわけですね。

こういったプロポーザルの際に条件として出したわけなんですけど、これが履行されているかどうかを担当課では確認されているのでしょうか。つけ加えて申し上げますが、派遣社員はね、あの中に派遣社員が何人かいるそうなんですけど、派遣社員は間接雇用の非正規労働者ですからね。正社員ではありませんので。このところ、きちっと間違いのないように判断をしてもらいたいと思います。

2点目申し上げます。よその市町村の指定管理者ですね。近くですと高根沢町がこの辺ではいち早く指定管理にしましたね。そういったところうちのほうの那須烏山市の指定管理者、社員のマナー、サービス等で遜色がないとみなしているのでしょうか。これは先ほど市長が指定管理にする目的として、サービスの向上を目指して直営から指定管理者に変えたと。これが1つの目的だそうなんですけど、この辺のところは確実にマナー、サービスがよくなっているのか。特にこのよその指定管理者と比較して遜色がないのかということ。この点が2点目です。

3点目を申し上げます。前回の指定管理者の選定の際は、説明会に10社参加したと報告がありましたね。その10社のうち、実際にプロポーザルに3社参加しましたね。ところが、今回は1社のみで競争相手がなかったわけですよ。これはよそに参加の呼びかけをしなかったのか。また、この説明会についてはどのような方法で周知されたのかについてお伺いをしたいと思います。

4点目を申し上げます。今回の審査員の平均点数、6人でしたね。平均点数が審査の結果、77.33ですね。失格点数が70点ですよ。70点以下になったら失格ですよということ採用しませんということだったんですが、この70点をわずかに上回った程度で決して私は優良指定管理者とは言いがたいのではないかと考えています。この辺のところ、どう判断されているのか。

5点目を申し上げます。今度の指定管理料、総額で3億7,152万円のような感じです。その中で今度は人件費が増えましたね。年間で300万円ほど増えています。問題は、この図書購入費ですが、これが1,500万円とみなしてよろしいのでしょうか。そうしますと、年間230万円、5年間で1,200万円ほど現在の指定管理の条件よりも図書購入費が減ってしまいます。この辺のところ、どうなのかお伺いしたいと思います。

6点目、申し上げます。市長は教育行政を重視していながら、知の拠点とも言える図書館運営全てを民間に委託していいものなのでしょうか。よその市町村では、指定管理に移行していても、例えば下野市では蔵書や施設管理など、こういった基幹的な業務は市の職員の司書が役割を果たしています。指定管理者をカウンター業務などの定型的な業務だけを任せている。このような方法をとっておりまして、決して図書館本体を全部業者に任せているわけではありません。

もう1点申し上げます。基幹的な業務を市が行えば、新たに職員5名程度は採用できると思います、最低5名ぐらいはですね。市の定住人口増にもつながるのではないかと思います。なぜ指定管理者にはやるのか。私、この辺のところ、理解をできません。

以上、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいま7点ほど御質問いただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず、一番最初が当初審査の際、提出した条件は履行されているか否かを確認されているかということについてでございますが、この間に関しましては毎月の業務報告書並びに毎年度の事業評価等で確認をしているところでございます。

議員がおっしゃる派遣社員という言葉なんですが、正社員につきましては大高商事、シダックス大新東ヒューマンサービス、それから藤井産業、それぞれの会社から来ている人間ですので、図書館に派遣されてきているというふうに解しているかもしれませんが、共同企業体で雇っている社員ではございませんでしたので、そういう認識かというふうに思っております。

当初の計画では、おっしゃられるとおり13名のところでしたが、現在の職員体制につきましては、総職員数は14名となっております。そのうち有資格者は8名となっておりますので50%以上というのはクリアしているかと思います。内訳を申し上げますと、南那須図書館が

正職員3名、臨時4名の7名、烏山図書館が正職員2名、臨時3名の計5名、それで両館を兼務する臨時職員が1名と、両館を兼務する正職員が1名というふうになっております。

また、図書購入費につきましては、年額1,700万円余りとなっておりますので、当初におきまして提案のあった事業計画に照らし合わせた結果、数字的には履行されているというふうに考えております。

2つ目の他市町の指定管理者に比較し、大高商事社員のマナー、サービス等で遜色ないと見ているかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、毎年度、前年度における事業の評価、モニタリングを実施しておりますが、本市立図書館職員のマナー、サービスがほかの図書館の職員と比べて低いという評価には至ってはおりません。特段クレームが多いという状況でもございませんし、また、一方、図書館協議会の委員の方からは、比較的好いお言葉をいただいている現状がございます。しかしながら、今後も、より一層利用者に対するサービス向上を図るためには、来年度からはモニタリングにおきまして顧客満足度に係る調査結果等についても確認してまいりたいというふうに考えてございます。

3点目、前回の指定管理者選考の際、説明会に10社参加して、うちプロポーザルに3社が参加したのに、今回1社のみだったという点なんですけど、今回につきましても、前回同様、市の公式ホームページ、お知らせ版に掲載するとともに、工業系の業界紙、日刊建設新聞、日本工業新聞に情報を提供いたしまして公募した結果、説明会に4社が参加していただきました。そのうちの3社が共同事業体を構成いたしまして、今回、申請の上、プロポーザル審査に参加いただいたところでございます。限られた方法の中ではありますが、広く周知を図り、公募させていただいたというふうには考えております。

4点目、審査委員の平均点77.33はどうかということでございますが、今回の点数につきましては高評価とは申せませんが、図書館の指定管理者として必ずしも適していない点数とは言えないのではないかとこのように考えております。今回の提案にありました事業計画書において、評価では抽象的な表現が多く、真新しい事業や具体的なサービス向上策に乏しい部分があったがために、平均点が上がらなかったのではないかとこのように考えてはおります。その点につきましては、今後、指定管理者と協議を進めながら、具体的方策を検討し、平均点がもっと上がっていくように改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

5点目の図書購入費1,500万円ということ減額しているのはなぜかということでございますが、こちらの額につきましては、大変申しわけございません。9月議会で御説明しましたとおり、標準的な人口での図書購入費の額1,300万円ほどだったかと記憶しているんですが、それよりも200万円ほど上乗せをして十分な額ではないかとこのように考えてはございます。

続いて、6点目ですね。本市では、その一括、指定管理者のほうにお願いをしている部分を部分的にということをございます。それにつきましては、議員御指摘のとおり、図書館業務の一部を業務委託している図書館も実際にございます。ですが、9月議会でお答えいたしましたとおり、各種アンケート、教育委員会、図書館協議等の各委員の皆さんからの御意見をいただいて、平成29年度からも指定管理者制度を導入することで決定をしたところをございます。ただ、先ほど渋井議員のほうからもありましたとおり、設置管理条例の改正も含めまして9月議会で見直しの御意見もいただいておりますので、今後は広く情報収集、費用対効果等を検証していくとともに、広く御意見等をいただきながら、市としてどういった管理運営方法が最善なのか。再度慎重に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

最後に、基幹的業務を市が行えば新たに職員の採用ができるのではないかとしたことだったかと思いますが、確かに基幹的業務を直営とした場合には職員の配置が必要となりますので、ただ、現在のところ、何人必要かということにはちょっと精査をしておりますので、具体的に申し上げられませんが、新規に職員を採用するとなれば議員御指摘のとおりかと個人的には思います。

しかしながら、職員の配置、採用等に関しましては市の職員の適正化計画、また、人事にかかわる案件ですので、そういったことも含めて先ほど申し上げましたとおり、今後、再度検討してまいりたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り私にしてみたら納得がいきませんが、答弁はいただきました。一番最初の指定管理者、人員配置なんですけど、これは人員配置その他については毎月の報告で確認をしているということですが、これはただ報告書を見るだけで担当職員はあまりこれ、どうも図書館のほうはもう任せっぱなしで、ほとんど課長もその担当者も行っていないんじゃないですか。私、あまり図書館に行っても、市役所の職員、見かけませんね、どうも。

それと、この正規雇用の職員が何人かいると言いましたが、これは会社に問い合わせれば正規雇用が何人と言いますよ。しかし、私はね、あそこに勤めている本人に聞いたんですよ。本人に聞くというと、私から言えばですよ、派遣社員ですから非正規労働者ですよ。本当の真の会社に籍を持った社員というのは一人もいないんじゃないかと思えます。これが私は一番大きな問題ではないかと思っております。これは多分課長もきちっとした確認をしていないのではないかと私は疑問を持っております。

それに、マナー、サービスですね。これ、悪いと思わない、低いと思わないって。これ、図

書館運営もそのように評価しているというんですが、ならば図書館運営の方々はその両方の図書館に年間何日ぐらい足を運んでいるんでしょうか。ほとんど来ていないようなこの図書館運営が評価できるはずがありませんよ。この辺のところ、確認しているのかどうか。これも私は少々疑問を持つところですね。

それと、図書購入費の件、前回よりも幾らでしたっけね、5年間で1,200万円ぐらい減額になりましたね。これでもいいんだ、十分なんだということで、そちらが十分だと言えば十分なのかな。しかし、その分、今度のは減らした部分は人件費に回しているわけですね。この分、1,500万円ほど、今度は人件費が増やしていますよね。そんなことになっているので、私はこの辺のところも少々理解しかねるところです。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ちょっと私のほうには細かい数字、手元にございませんで大まかに。今、議員がおっしゃったことについてお話をさせていただきます。私も選考委員の一人として参加いたしました。私の合計点数は73点でした。ですから、ほかの方はもっと高いんですね。77.3点というのが高いか低いかというのは非常に難しいところがありますが、一般的な学校の5段階評価でいうと、これ、70点を超えると4なんですね。ですから、70点という評価が非常に最低点が高いという部分もちょっと考えられるのではないかなと、そのように私は感じておりました。

また、職員の資質等につきまして、私も年に何十回も行っているわけではありませんけれども、何回か図書館のほうに足を運んだり、また、ギャラリーで絵画展等を知り合いがやったり、作品展やっておりますので、運んでいったときに、それほどほかの図書館、例えばと名前を挙げると語弊がありますが、那珂川のほうとか、喜連川のほうとかの職員に比べて劣るといようなことは、勝るとも劣らないと言ったほうがいいのかということですね。ただ、勝るといのがどの程度勝るかちょっといろいろな問題もありますけれども、ただ、劣るような雰囲気は私は感じたことはございませんでした。

それから、直営にすればということですが、直営にした場合には基幹業務を行う場合には館長その他になりますと、派遣職員に比べると給与面が非常に高くなってしまうと。費用がかなり現在よりも高騰するというのがちょっと見えてくるのではないかなというふうに思っております。

以上、ちょっと全般的なお話はできませんでしたが、私が議員の御質問、御意見等に表面的な話になってしまいますがお答えできるのはこの程度ではございますけれども、特段この指定管理者の大高商事等々が劣っているか。それから、派遣社員について若干課長と議員のほうで



考え方というか、理解が違うと思うんですが、高校生なんかの採用試験も派遣会社に直接採用されるのは、正社員なんですね。派遣会社に登録だけして派遣会社からここへ行きなさいとか言われるのは、これは本来は議員がおっしゃったような臨時雇用の職員というふうな扱いでやっておりますので、その点についても若干御質問と答弁がやや食い違っていたのかもしれないというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 派遣会社に登録しておいて派遣会社で働くのは、その正規な社員ですよ。しかし、派遣会社を通して別な会社にいるというのは間接雇用の非正規労働者ですよ。ということでありまして、これは。

それと、サービスが決して悪くないと言いますが、何回も言いますが、高根沢町の図書館、あそこはサービスいいですよ。皆さん、行ったことあるんですか、高根沢の。特にあれですよ、この図書館運営の皆さんはよその図書館と比較検討されているのかどうか。これが問題ですよ。比較検討もしないで、これでいいと。それでは全く私は評価にならないとそう思っております。そういうようなことから、もう全ての面で私は納得できたわけではありません。

それともう一つですね、前回は大高商事ほか2社、これが一番点数が高かったわけですね。それで採用したんですが、図書流通センター、これとはほとんど同じだったんですね。なぜこの図書流通センターがひっかかったかということ、金額の面で少々高かったんですよ、向こうのほうが。それで、結果的にはこの指定管理料金の安いほうの大高商事のほうに契約の相手方が回ってきたわけなんです、私もそのときにね、安かろう、悪かろうになりませんかということ、5年前も申し上げました。

そのようにならないように努力すると言いましたが、先ほど言いました図書流通センターは高根沢やっていますよね。高根沢とこの大高商事ほか2社のやつでは比較にならないですよ。全然比較に、サービスが。

まあ、皆さんも1回。これ、市長もみずからもうちょっとこのよそのこういった指定管理をされている図書館を見ていただきたい。とにかくこれほどの多額のお金、3億7,000万円も支出するわけですから、5年間に。十分にこれは検討した上で私は決定すべきではないかと思っております。安易に決定すべきではないと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 答弁はありませんか。いいですか、15番、答弁。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

8番 渋井由放議員。

〔8番 渋井由放 登壇〕

○8番（渋井由放） 8番 渋井でございます。ただいま上程されました那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずは、那須烏山市図書館設置及び管理条例についてでございます。第4条には、指定管理者に行わせるものとする、このようになっておりますが、これは本来、那須烏山市が行うべき仕事を放棄してしまっていると、このようなことだと思っております。たとえば育児放棄をしているようなものである。このように思います。

まずは、市民と協働のまちづくりをうたっている大谷市政であれば、市民とともに知恵を出して学べる楽しい図書館を目指すべきであります。まして、今回の公募におきましては、一共同企業体による応募にとどまっております。サービスの向上など全く働かず、安かろう、悪かろうの負のスパイラルに入ろうとしているところでございます。みずから責任を持って行わなければ、真の市民サービス、これはなし得ない。このように思っております。

どうか市民の皆様のためにも、この指定について反対をしていただくようお願いを申し上げます。まして、討論を終了とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はありますか。

18番 平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 公の施設の指定管理制度が導入されて10年が経過いたしました。指定管理制度とは、住民の権利として利用できる公の施設の管理運営を民間団体に委ねる制度であります。公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときということで、地方自治法第244条の2の第3項に限って許すものであります。それを専ら経費削減を図ることを目的ということで、公の施設を指定管理制度として進めてまいりましたが、その弊害が顕著にあらわれる中で、この間10年の間に9%、約6,849施設が指定管理を取り消すというようなことが全国で生まれております。

公立図書館は、住民から求められた資料、情報を確実に提供することを目的としております。図書館は、自治体が設置し、教育委員会が管理をする教育機関であります。そういう中で市民から求められた資料、情報を確実に提供すると。このような行政のあるいは教育の正確な目的を持った運営がなされなければならないのに、単に効率を目的としてそれを民間に丸投げすると。こういうやり方ではその専門性が損なわれ、教育が損なわれていくことは明らかだと。このように思います。

全国でも、この図書館に対する指定管理制度の導入は、この10年間を見ても約15%にしかな達しておりません。全国の公立図書館がやはりその専門性を認識しているからこそ、この10年間で公立図書館が15%の導入にとどまっていると。こういうことであろうと私は考えます。

そういう意味で、またこの図書館も先ほど行政の効率化とか、スリム化とかいうようなことでどんどんそぎ落とそうというようなやり方は、市民のサービスを大きく損なうことにつながる、その行政の怠慢につながると、こういうことになります。しかしながら、国においてはこの指定管理制度を暗に進めて、そしてお金のかからない地方行政を進めると、こういうような圧力をかけていることも明らかでございます。

そういう中であって、やはり市民ファースト、市民のための公共サービスをきちんと提供するためにも、この公立図書館の指定管理制度導入はやめるべきだと、こういうことを訴えて私の反対討論といたします。

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

---

## ◎日程第21 請願書の取り下げについて

○議長（渡辺健寿） 日程第21 請願書の取り下げについてを議題といたします。請願書第5号 月次南大和久線の道路拡張工事については、先の9月議会定例会において経済建設常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたが、このたびお手元に配付のとおり、請願者

から取り下げの申し出がありました。

お諮りいたします。請願書第5号 月次南大和久線の道路拡張工事については、会議規則第19条第1項の規定に基づき、請願者からの申し出のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、請願書第5号の取り下げは承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第22 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渡辺健寿） 日程第22 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。この定例会において受理した請願書は付託第1号のとおり、陳情書第2号 森林・林業基本計画の推進を求める陳情についての1件であります。この陳情書については、所管の経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第2号は、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

---

○議長（渡辺健寿） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午後 3時17分散会〕